

子育て環境の充実に係る特別委員会 議事次第

令和7年6月10日(火)
午後1時30分～
於：第2委員会室

- 1 開 会
- 2 出席要求理事者
- 3 確認事項
- 4 所管事項に係る事務事業概要
- 5 今期の委員会運営方針
- 6 今後の委員会運営
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

子育て環境の充実に係る特別委員会 委員名簿

	氏 名	会 派	他の所属 委員会等	備 考
委 員 長	青 木 義 照	自 民	危 健 議 運	
副委員長	家 元 優	〃	◎ 危 健 議 運	
〃	筆 保 祥 一	維 国	総 警 議 運	
委 員	池 田 正 義	自 民	危 健 議 運	予算特別委員長
〃	四 方 源太郎	〃	農 商	
〃	瀧 脇 正 明	〃	◎ 農 商	
〃	北 川 剛 司	維 国	総 警 △ 議 運	
〃	馬 場 紘 平	共 産	政 建	
〃	森 吉 治	〃	総 警	
〃	岡 本 和 徳	府 民	◎ 文 教 議 運	
〃	小鍛治 義 広	公 明	危 健 △ 議 運	

◎ 委員長 △ 理事

子育て環境の充実に係る特別委員会 出席要求理事者名簿

【総合政策環境部】	
総合政策環境部子育て社会推進監 (総合政策室長兼務)	米 倉 大 悟
総合政策室企画参事	三 嶋 孝 佳

【文化生活部】	
文教課長	衣 川 貴 雄
男女共同参画課長	平 康 夫

【健康福祉部】	
健康福祉部副部長(子育て・福祉担当) (こども・子育て総合支援室長兼務)	東 江 赳 欣
こども・子育て総合支援室企画参事	西 田 一 慶
家庭・青少年支援課長	一 色 恭 行
障害者支援課長	岩 田 高 明
医療課参事	山 田 智 史

【商工労働観光部】	
労働政策室企画参事	湯 川 卓 宏

【農林水産部】	
農政課参事	八 谷 純 一

【建設交通部】	
住宅政策課長	山 口 正 樹
住宅整備課長	鹿 野 俊 成

【教育委員会】	
学校教育課長	三 矢 哲 郎
高校教育課参事	土 岐 康 二
社会教育課長	田 中 英 一

【公安委員会】	
人身安全対策課長	水 野 哲 二
少年課長	橋 口 昌 史
少年課 少年サポートセンター所長	谷 村 彰 裕

(計 19 名)

※議事内容に応じて必要な理事者を適宜追加

京都府議会子育て環境の充実に関する特別委員会規程

（設置）

第1条 京都府議会に子育て環境の充実に関する特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（調査）

第2条 委員会は、出会い、結婚、妊娠、出産、保育・教育及び就労に至るまでの子育て環境の充実のための施策（貧困対策、ひとり親家庭対策、ひきこもり対策、児童虐待対策及びいじめ対策を含む。）について調査し、及び研究する。

（構成）

第3条 委員会は、委員12人をもって構成する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長2人を置く。

附 則

この規程は、令和5年5月26日から施行する。

【 閉会中の継続審査及び調査事項 】

出会い、結婚、妊娠、出産、保育・教育及び就労に至るまでの子育て環境の充実のための施策（貧困対策、ひとり親家庭対策、ひきこもり対策、児童虐待対策及びいじめ対策を含む。）について

令和7年度 委員会運営に関する申合せ

1 委員会の活動について

(1) 定例会中の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会（標準的な運営）

1 日目	1 開会 2 報告事項 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 閉会
2 日目	1 開会 2 付託議案（討論・採決） 3 審査依頼議案（適否確認） 4 付託請願 5 所管事項 6 閉会中の継続審査及び調査 7 今後の委員会運営 8 その他 9 閉会

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
 審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会（標準的な運営）

1 日	1 開会 2 所管事項の調査 (1) 理事者からの説明 (2) 参考人からの意見聴取 3 委員間討議 4 閉会中の継続審査及び調査 5 今後の委員会運営 6 その他 7 閉会
-----	---

参考人の招致は、前の定例会の委員会に諮り、招致決定を行うものとする。
 ただし、前の定例会中にテーマや候補者が整わなかった場合は、正副委員長で協議の上、招致を決定し、速やかに各委員に報告するものとする。
 また、「3 委員間討議」を実施するか否かについては、各委員会の付議事件等を勘案し、各委員会の裁量で判断するものとする。

(2) 5月臨時会中（令和8年5月臨時会）の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会

1 日	1 開会 2 報告事項 * 報告事項の実施については、委員会の裁量 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 付託議案（討論・採決） 5 審査依頼議案（適否確認） 6 委員会活動のまとめ ・委員の意見開陳 7 その他 ・委員長及び理事者あいさつ 8 閉会	* 該当委員会のみ
-----	---	------------------

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
 審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会 1 日間

1 日	1	開会
	2	中間報告（政策提案・提言及び中間報告）
	3	委員会活動のまとめ（委員会活動の所感） ・委員の意見開陳
	4	その他 ・委員長及び理事者あいさつ
	5	閉会

下線部…政策提案・提言がまとまった場合の議事

(3) 閉会中の活動

ア 初回委員会

各委員会の出席要求理事者の決定及び委員会運営に関する申合せの内容について確認するとともに、所管部局の事務事業概要等を聴取する。

イ 常任委員会（毎月常任）

原則、定例会中の委員会が開催される月以外にも常任委員会を開催することとし、議事内容は、報告事項の聴取や特定のテーマに係る所管事項の調査等、委員会の裁量で弾力的に運営する。

また、委員会として必要な場合は、適宜、参考人を招致することができるものとし、参考人制度を活用した調査については、定例会中の特別委員会の例によるものとする。

ウ 特別委員会

定例会中の特別委員会以外にも、必要に応じて特別委員会を開催することができるものとする。

エ 管内外調査

管内調査は、閉会中の常任委員会の活動日に実施することができるものとし、同一時期に同一広域振興局管内に集中しないよう委員会間相互の調整に努めるとともに、広域振興局長の対応が困難な場合など、出席理事者の弾力的な対応を了承するものとする。

また、管外調査に係る事前調査については、調査概要等の資料を、事前に会議アプリケーションに格納することをもって代えることができるものとする。

なお、管内調査においては、可能な場合は府民傍聴を認めるものとする。

オ 出前議会

出前議会については、各常任委員会の裁量により、閉会中の常任委員会の活動日に実施するものとする。

(4) 行催事等に係る委員会調査

府が主催・共催・後援する行催事等で、委員会の所管事項の調査のため、委員が出席することが有意義と認められるものについては、委員会に諮り委員会調査として実施する。ただし、行催事を追加する場合は、正副委員長で協議の上、実施するものとする。

(5) 委員会活動の広報

各委員会の活動状況等を、テレビ広報番組及び議会広報（議会だより、ホームページ、SNS）により紹介する。

なお、委員会や管内調査、出前議会等において、テレビ広報番組及び議会広報作成のための取材、撮影、録音は、支障のない範囲でこれを認めるものとする。

(6) 委員会活動のまとめ

5月臨時会における「委員会活動のまとめ」については、年間を通じた総括的なものとし、次期委員会において、理事者に配付するものとする。ただし、特別委員会において、政策提案・提言がまとまった場合は、「委員会活動のまとめ」に代えて、政策提案・提言を配付する。

なお、委員会活動のまとめにおける意見開陳に当たって必要な場合は、理事者に対する質疑も可能とする。

委員会において、統一した意見や提言・要望等を理事者に提出することが合意された場合は、理事調整会議においてその取扱いを協議する。

(7) 委員会の年間運営 別紙 1 - 1

※特別委員会の年間運営 別紙 1 - 2

2 議案の審査について

(1) 議案の付託区分 別紙 2

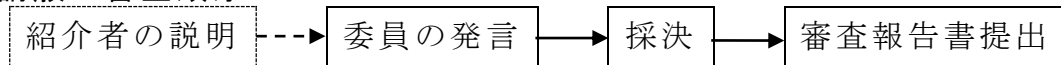
(2) 議案審査の流れ 別紙 3

(3) 議案の審査報告（委員長報告）

常任委員会及び予算特別委員会（分科会により詳細審査を行った場合）の委員長報告は、委員会審査報告書の配付のみとし、委員長報告は省略する。ただし、少数意見の報告がある場合は、委員長報告を行う。

3 請願の審査について

(1) 請願の審査順序



注）委員からの求めに応じ、理事者から現状説明

(2) 請願者の趣旨説明

ア 請願者から申し出があった場合は、正副委員長で協議し、その許否を決める。

イ 許可する場合、委員会室のスペース、審査時間等の関係から、請願者の入室は3人以内とし、説明は5分程度とする。

(3) 審査結果等

ア 結論には採択（一部採択、趣旨採択を含む。）と不採択とがある。

イ 結論が出ず、更に継続して審査を必要とするものについては、継続審査とする。

4 委員会の公開等について

(1) 傍聴

ア 委員会は、原則、公開するものとする。

イ 議員及び府政記者以外の者は、委員会傍聴要領によるものとする。

(2) モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継

委員会審議の公開に当たっては、モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継も併せて実施するものとする。

(3) 写真撮影、録音等

写真撮影、録音等の申し出があった場合は委員長が委員会に諮って許否を決するものとする。

5 意見書・決議について

(1) 委員会提出

意見書・決議（以下「意見書等」という。）の提出を求める請願で、全会一致で採択されたものに係る意見書等及び事前に各会派の意見が一致した意見書等で、当該常任委員会において議題とし、審査の結果、全委員が賛成の場合は当該委員会の提出とし、委員長名で提出する。

(2) 会派提出

常任委員会で審査した結果、委員会提出になじまないと認められる案件及び委員会提出とすることに至らなかった案件は、会派提出とする。

なお、意見書等の提出については、委員会の付託請願（陳情・要望を含む。）、又は所管事項で審議の上、頭出しをすることとし、委員会の審議になじまない案件については、審議になじまない理由及び意見書等の趣旨について説明の上、頭出しをすることとする。ただし、委員会に所属の委員がいない会派については、委員長から頭出しを行うこととする。

6 その他

(1) 会議時間

ア 会期中の委員会の開会時刻は、常任・特別の各委員会とも午後 1 時 30 分を基本とするものとする。

イ 委員会を午後 5 時以降も引き続き行う場合は、委員長から委員に了解を得るものとする。

(2) 緊急事態における委員会運営

府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、次の対応を行うことができる。

ア オンライン委員会の開催

「オンライン委員会に関する申合せ」に沿ってオンライン方式により委員会を運営する。 **別紙 4**

イ 委員外議員の発言

当該委員に代わって委員以外の議員の発言を認める（委員外議員の所属する委員会が同時に開催されている場合を除く）。

その場合、代わりに発言する議員は、委員長に申し出て了承を得るとともに、副委員長に連絡する。

また、代わりに発言する議員の発言時間等は、当該委員に認められていた範囲で認めることとする。

(3) 質問時における資料等の使用

ア 質問は、口頭で行うことを原則とする。

イ 図表、写真、現物等言論で表現し難い場合に限って、資料を使用できるものとし、資料等を使用する場合は、事前に正副委員長会了承を得るものとする。ただし、その暇がない場合は、委員長に申し出て了承を得るとともに、事前に副委員長に連絡する。

(4) 常任委員会における所管事項に係る会派持ち時間制

所管事項に係る質問については、会派持ち時間制とし、各会派の持ち時間は、20分に会派委員数を乗じた時間を目安とする。

(5) 副知事の委員会への出席

常任・特別委員会においては、政策条例や特に重要な予算案の審議など、提出議案や報告事項等の重要度を勘案し、理事調整会議で協議の上、出席要求を行う。

(6) ペーパーレスによる委員会運営

全ての常任委員会及び特別委員会（予算・決算を含む。）について、初回委員会以降、ペーパーレス委員会として運営することを基本とし、「ペーパーレス会議の運営に関する申合せ」に沿って運営する。 **別紙 5**

なお、出席要求理事者のうち、最前列に着席する者は情報端末の使用を基本とする。

(7) 情報端末機器の使用

委員会において情報端末機器を使用する場合は、「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」で定められた事項を遵守することとする。

別紙 6

(8) 育児又は介護のためのオンラインによる出席

育児又は介護のため、委員会の招集場所に参加することが困難な委員で、委員長がやむを得ないと認めたときは、オンライン方式により委員会に参加することができる。

(9) 欠席の届出

疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため委員会に参加できないときは、その理由を付け、当日の委員会開会時刻までに委員長に届け出ることとする。 **別紙 7**

ただし、京都府議会会議規則第2条の規定により議長あてに欠席を届け出た期日に開催される委員会を欠席する場合は、届け出を省略することができるものとする。

委員会 の 年 間 運 営

初回委員会【委員会活動のスタート】

- 所管部局の事務事業概要等を聴取
- 特別委員会は、今期の委員会運営方針を協議

定例会中の委員会

- (常任) ○報告事項の聴取、議案審査、請願審査、所管事項の質問
- (特別) ○所管事項の調査、委員間討議 (※各委員会の裁量で実施を判断)

閉会中の委員会

■ 常任委員会の毎月開催

- ・ 報告事項の聴取
- ・ 所管事項の調査
- ・ 参考人の招致など

■ 管内外調査（調査活動）

- ・ 所管、テーマに応じた現地・現場における調査

■ 出前議会（広聴活動）

- ・ 府民のニーズを府政の推進に活かすために、地域住民や関係団体等と意見交換

委員会活動の広報

■ テレビ広報番組・議会だより・ホームページ・SNS

- ・ 定例会等の結果や各委員会の活動状況等について、テレビ広報番組、議会だより、議会ホームページ及びSNSにより紹介

※【委員会活動のまとめ】（5月臨時会）

- 年間を通じた総括的なものとして位置付け

特別委員会の年間運営

5 月	5 月臨時会 (5/23) 特別委員会設置、正副委員長互選
6 月	・ 合同委員長会議 (6/4) 委員会運営の申合せの協議、確認 ・ 初回特別委員会 (6/10) 出席要求理事者決定、確認事項、所管事項に係る事務事業概要、今期の委員会運営方針の協議、委員間討議 (※ 1) 6 月定例会 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※ 1)
7 月	
8 月	(毎月常任) (※ 2) ・ <u>管内外調査</u> (1 泊 2 日又は 2 泊 3 日)
9、10 月	9 月定例会 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※ 1)
11 月	(毎月常任) (※ 2)
12 月	12 月定例会 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※ 1)
1 月	(毎月常任) (※ 2)
2、3 月	2 月定例会 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※ 1)
4 月	(毎月常任) (※ 2)
5 月	5 月臨時会 【政策提案・提言としてまとめる場合】 ・ 政策提案・提言（報告書）の決定 ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動の所感 【政策提案・提言としてまとめない場合】 ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動のまとめ

(※ 1) 委員間討議の実施の有無は、各委員会の裁量で判断

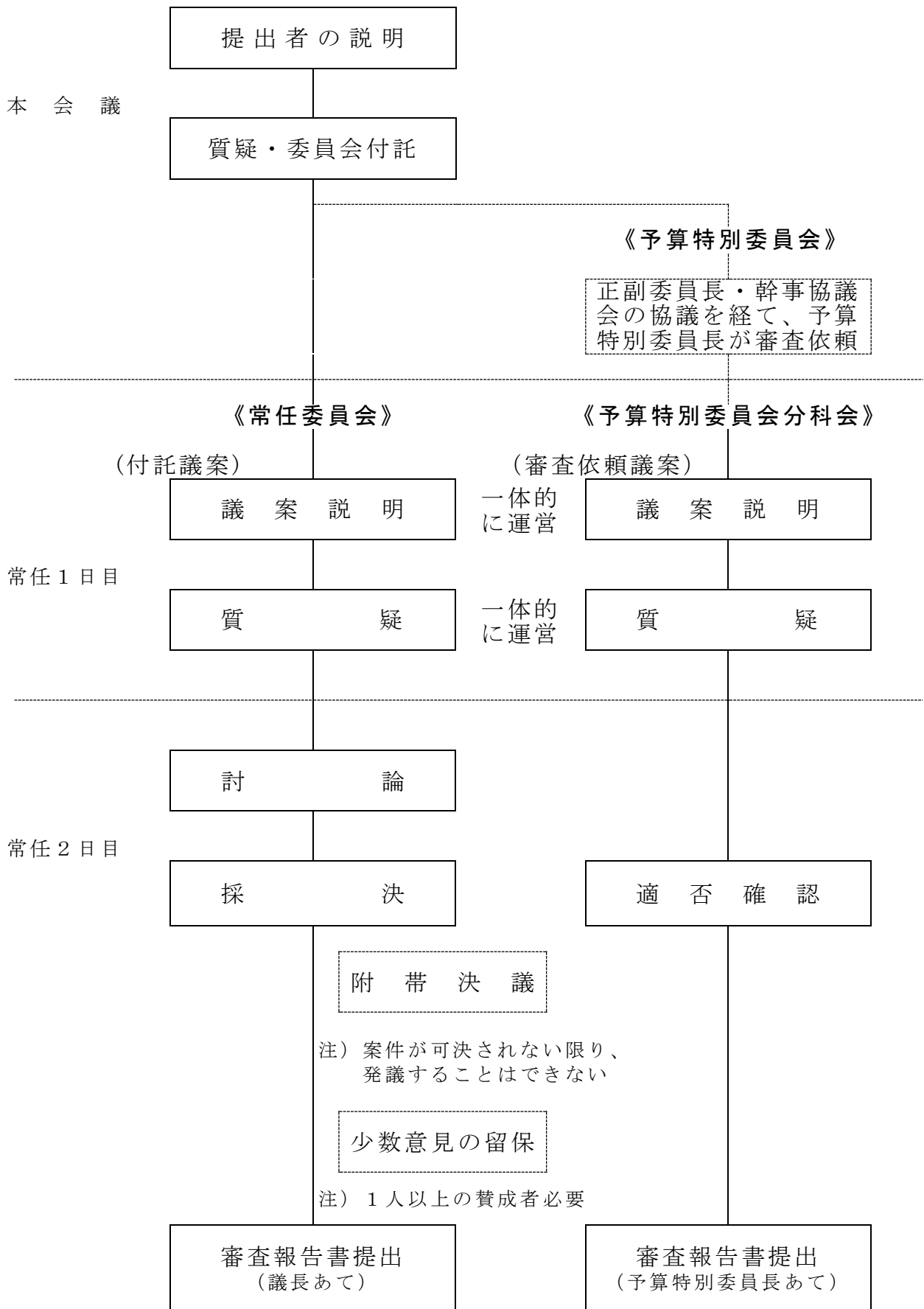
(※ 2) 必要に応じて毎月常任の活動日の前後等に閉会中の特別委員会を開催することも可能

議 案 の 付 託 区 分

区 分	付 託 先
1 予算議案	○ 予算特別委員会に付託
2 決算認定議案	○ 前年度の決算認定議案は、決算特別委員会を設置し、付託 ○ 決算特別委員会の構成は、議長及び副議長を除く全議員の半数
3 条例及び請負契約議案等	○ 同時に提案された <u>予算議案に密接に関連する議案</u> については、予算特別委員会に付託 ○ その他の議案については、当該議案を所管する常任委員会に付託
4 人事案件	○ 委員会付託を省略（全体審議）
5 委員会提出議案	○ 委員会付託を省略

予算議案に密接に関連する議案				
議決権の内容	予算特別		常任	決算特別
条例の制定、改廃	一部	①財務に関する条例 ・基金条例、特別会計条例等 ②歳入予算を伴う条例 ・府税条例、手数料徴収条例等 〔※条例の改正内容による歳入の増減が予算に計上されている場合に限る〕 ③歳出予算を伴う条例 ・給与条例等 〔※条例の改正内容による歳出の増減が予算に計上されている条例であって、事業の執行に要する予算に係るものを除く〕	その他	
予算	○			
決算の認定				○
税の賦課徴収、分担金等徴収	一部	市町村負担金を定める等の議案であって予算に計上されているもの	その他	
契約の締結			○	
財産の交換、譲渡、貸付け			○	
不動産の信託			○	
財産の取得又は処分	一部	予算に計上されているもの	その他	
負担付きの寄付又は贈与	一部	予算に計上されているもの	その他	
権利の放棄			○	
公の施設の独占的利用			○	
訴えの提起等			○	
損害賠償			○	
公共的団体等の活動の調整			○	
法令に基づくもの			○	
基本的な計画の議決			△ (分野別計画)	

議 案 審 査 の 流 れ



オンライン委員会に関する申合せ

1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参加することが困難な委員がある場合
- (3) 育児又は介護のため委員会を招集する場所に参加することが困難な委員がある場合

2 オンライン委員会の出席手続

(1) オンライン委員会の開催の決定

委員長は、京都府議会委員会条例（以下「条例」という。）第 12 条の 2 第 1 項の規定によりオンライン方式による委員会の開催を決定したときは、所属委員に対し、その旨を通知するものとする。

(2) オンラインによる参加の申請

オンライン委員会開催の通知を受け、委員会にオンライン方式による参加を希望する委員は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の 2 日前（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、オンライン参加申請書（別添様式）を委員長に提出するものとする。

なお、期限を過ぎた後にオンライン出席申請書の提出があった場合にも、可能な限り柔軟に対応するものとする。

(3) オンライン方式による出席の許可

委員長は、(2)の申請書を提出した委員が委員会室へ参集しないことが適当であると認めた場合又は参集することが困難であると認めた場合は、これを許可するものとする。

(4) 接続テスト

ア オンライン方式による出席が許可された場合は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の前日（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、委員会開催時と同様の条件で議会事務局と接続テストを行うこととする。

イ オンライン方式により委員会に参加する委員（以下「オンライン参加委員」という。）は、委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンライン委員会の基本的事項

(1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、委員会の開催中、その審議に専念するものとする。

イ オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

(ア) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(イ) オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

(ウ) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(エ) オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

ウ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境についてはオンライン参加委員が整えることとする。

(2) 委員長の権限

ア 正副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンライン方式で委員会に参加することができないこととする。

イ オンライン参加委員が条例第 19 条第 2 項に規定に該当する場合は、オンライン参加委員の通信回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができることとする。

4 通信回線に不具合が生じた場合の対応

委員会開催中に通信回線に不具合が生じ、オンライン参加委員の発言の聴取等の続行が困難になった場合、委員長は、速やかに次の対応を行うこととする。

- ① 委員長が休憩を宣告
- ② 当該オンライン出席委員に電話等で状況確認
- ③- 1 通信回線が復旧した場合
 - 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
- ③- 2 通信回線復旧のための手段を尽くしても復旧しない場合
 - 当該委員は離席したものとみなし、委員長が再開を宣告し、委員会を続行

5 表決の方法

- (1) 表決は、委員会を招集する場所に参加している委員とオンライン参加委員で同時に行うものとする。ただし、委員長は、表決宣告から表決までの間に、オンライン参加委員に通信障害が発生したものと認めたときは、当該委員を離席したものとみなし、当該委員は、表決に加わることができないものとする。
- (2) 簡易表決を行う場合、委員長は、オンライン参加委員及び会議室の委員双方から異議の有無を諮るものとする。
- (3) 挙手採決を行う場合、オンライン参加委員は、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で、手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。
- (4) 投票による表決は、オンライン委員会においては行わないものとする。

6 オンライン委員会の会議記録

会議記録の作成に当たっては、オンライン参加委員がオンライン方式により参加したことを明記することとする。

7 その他

- (1) 当分の間、総括質疑、秘密会及び互選委員会はオンライン方式の対象としないこととする。
- (2) 参考人のオンライン参加については、1（オンライン委員会の開催事由）にかかわらず、参考人から要請があった場合は認めることとする。

8 定めのない事項

この申合せに定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、正副委員長で協議の上、決定するものとする。

育児又は介護のため委員会を招集する場所に参加することが困難な委員がある場合に関する確認事項

- 1 委員は、委員会の招集場所に参加することが原則であること及びオンライン委員会に関する申合せの3の(1)に規定するオンライン参加委員の責務に十分に留意してオンライン参加を申し出るものとする。
- 2 委員長は、前項の留意事項を踏まえ、やむを得ない理由があると認めた場合には、オンライン参加を許可するものとする。

オンライン参加申請書

年 月 日

委員会

委員長

様

委員名 _____

京都府議会委員会条例第12条の2第3項の規定により、オンライン方式による委員会参加の許可を求めます。

1 開会日

年 月 日

2 理由

3 メールアドレス（オンラインによる出席に必要な情報等の送付先）

4 緊急連絡先（通信回線に不具合が生じた際等の携帯電話連絡先）

※この申請書に記載いただいた個人情報は、オンライン委員会出席の目的以外には使用いたしません。

ペーパーレス会議の運営に関する申合せ

1 目 的

I C Tの様々なメリットを活かし、府議会における各種会議の審議の一層の充実及び進行の円滑化を図ることを目的とする。

2 対象とすることができる会議

常任・特別委員会、議会運営委員会（理事会、議会改革検討小委員会、同作業部会を含む。）及び京都府議会会議規則第 122 条第 1 項の規定による議案の審査又は議会に関し協議又は調整を行う場とする。

ただし、互選委員会及び秘密会は対象外とし、各常任・特別委員会正副委員長会、予算・決算特別委員会正副委員長・幹事協議会等の取扱いは、正副委員長等の協議により決定する。

3 対象者

議員、出席要求理事者（補助職員を含む。）及び議会事務局職員とする。

4 使用する情報端末及び使用時の注意事項

別途定める「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」に沿って使用する。

5 W i - F i ルーターの利用

京都府議会が設置する京都府議会W i - F i ルーターを利用する際は、別添「京都府議会W i - F i ルーター利用規約」に沿って利用する。

6 電子データ※の対象資料等 ※文字検索が可能な PDF 形式のファイル

- (1) ペーパーレスで運営する場合は、原則、全ての資料を電子データ化の対象とすることとする。ただし、電子データ化が困難な場合は、必要に応じ、紙資料の利用も可能とする。
- (2) 大部の資料は、希望者にのみ紙で配付することを基本とする。
- (3) 会議の招集権者が審議の充実に資すると判断した資料を会議アプリケーションに格納することも可能とする。

7 端末に不具合が生じた場合の対応

- (1) 特定の情報端末に不具合が生じた場合は、議会事務局が用意する代替端末を貸与する。
- (2) 通信障害等により複数の情報端末に不具合が生じた場合は、会議を中断し、復旧のための対応を取るものとし、復旧が困難な場合は、情報端末の使用を中止し、紙資料の配付により会議を再開し、審議を行うものとする。

8 サポート体制

- (1) 必要に応じ、議員等への端末操作研修を実施するものとする。
- (2) 必要に応じ、資料閲覧用のモニターを設置するものとする。
- (3) 情報端末の操作補助者の入室を認めるものとする。

9 その他

- (1) ペーパーレスで会議を運営する場合であっても、出席者の判断により、情報端末機器による資料閲覧又は、紙資料の使用を柔軟に選ぶことができることとする。
- (2) 府政記者及び傍聴者については、会議アプリケーションを使用し、対象とする会議の資料を提供することを原則とする。
- (3) 電子データ化した会議の資料は、府議会のホームページにも掲載する（傍聴者用に配付したものに限る）。

なお、個人情報など非公開情報に該当する箇所は、マスキング処理するものとする。

- (4) この申合せに定めのない事項は、各会議において調整するものとする。

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規約は、京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーター（以下「府議会Wi-Fi」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 府議会Wi-Fiの利用目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 京都府議会におけるペーパーレス会議システムの運用
- (2) その他京都府議会が特に認めたもの

(利用者)

第3条 府議会Wi-Fiを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 京都府議会議員
- (2) 京都府議会事務局職員

(利用者の遵守すべき事項)

第4条 府議会Wi-Fiを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、別紙同意書により、本規約に同意しなければならない。

- (1) 議会事務局による、運用及び管理上必要な指示に従うこと。
- (2) 利用する通信端末のOSやソフトウェアのバージョンを最新に保つ等セキュリティ対策に努めること。
- (3) SSIDやパスワードを他人に教えないこと。
- (4) 利用する通信端末がウイルスに感染したとき、又は感染した可能性があるときは、速やかに議会事務局に報告し、指示された必要な措置を講じること。
- (5) 府議会Wi-Fiの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を順守すること。

(利用者資格の停止)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、議会事務局は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止することができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
- (3) その他、利用者として不適切と議会事務局が判断した場合

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 議会事務局又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (3) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議会事務局が不適切と判断する行為

(本規約の変更)

第7条 議会事務局は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別紙

京都府議会W i - F i ルーター利用規約同意書

京都府議会W i - F i ルーター利用規約に同意し、府議会W i - F i ルーターを利用いたします。

令和 年 月 日

ご署名

京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン

第1 ガイドラインの趣旨

○ 京都府議会（以下「議会」という。）では、令和3年3月に策定したICT利活用推進・実施計画に基づき、議会が管理するアプリケーション（以下「議会アプリ」という。）の利用や、会議（委員会及び京都府議会会議規則（昭和31年京都府議会規則第2号）に規定する協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。））の運営において、情報端末機器を使用する機会が拡大している。

このような情報端末機器の利活用の拡大が議会・議員活動を充実させる一方で、それぞれの議員においては、機器や情報などの取扱いに係るセキュリティ及びコンプライアンスについて、より高い意識が求められることとなっている。

そこで、円滑な議会運営及び議会への府民の信頼を確保することを目的に、各議員が議会活動において、情報端末機器を適切に使用・管理するためのガイドラインをここに定めるものである。

第2 議員の責務

- 議員は情報端末機器の使用・管理に当たり、次に掲げる事項について十分に配慮し、このガイドラインの規定を遵守するものとする。
- (1) 第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げることのないよう情報を取り扱うこと。
 - (2) 情報の漏洩、議会アプリの機能の毀損等を防止するためのセキュリティ対策に努めること。
 - (3) 情報端末機器を使用する状況、目的、方法等について、府民の目から見て疑念が生じることのないようにすること。
 - (4) それぞれの会議における情報端末機器の使用に関する定めを遵守するとともに、その運営を妨げないこと。

第3 議会事務局の責務

- 議会事務局は、議員が議会活動において情報端末機器を円滑かつ適切に使用できるよう、議会アプリの管理、通信環境の確保その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

第4 情報端末機器の調達

- ① 議員は、議会アプリを使用する情報端末機器（以下「議会アプリ用端末」という。）
※及び会議で使用する情報端末機器について、原則として、自ら、又は自らが所属する会派を通して、調達するものとする。

※ 次の情報端末機器を含む。

- ・ 日常的に使用してはいないが、議会アプリをインストールしている情報端末機器
- ・ 議会アプリをインストールしていないが、インターネットブラウザ等により、議会アプリのサービスを利用している情報端末機器
- ・ その他、URL、ID、パスワード等の議会アプリへのアクセスに関する情報が保存されている情報端末機器

- ② 議員及び出席要求理事者が会議で使用する情報端末機器はタブレット端末、ノートパソコン又はスマートフォン（それぞれインターネット通信又は電源に必要な附属機器を含む。）のうち任意のものとする。

第5 情報端末機器の管理

- ① 議員は、議会アプリ用端末のセキュリティ対策のため、基本ソフトウェアの更新を行うものとする。
- ② 議員は、議会アプリ用端末について、画面ロック機能を設定する等、その監督下にならない第三者が無断に使用することのないように対策を行うものとする。
- ③ 議員は、議会アプリ用端末について、盗難、紛失及び無断使用を防止するため、公共の場その他の第三者の出入りのある場所に放置しない等、適切に運搬、保管等を行うものとする。
- ④ 議員は、セキュリティソフトのインストール等、議会アプリ用端末のセキュリティ対策の強化に努めるものとする。

第6 議会アプリの使用等

- ① 議員、出席要求理事者及び議会事務局職員その他の議会アプリの使用を許可された者（以下「議会アプリの使用者」という。）は、議会アプリのID、パスワード等の情報について第三者に知られることがないよう適切に管理するものとする。
- ② 議会アプリの使用者は、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報について、議会アプリを用いて共有してはならないものとする。
- ③ 議会アプリの使用者は、議会アプリを用いて共有する資料のうち、議会事務局及び執行機関が作成したもの以外のものについて、複製、頒布等を行う場合には、当該資料に係る著作権等の権利を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

第7 議会アプリ用端末の盗難・紛失等への対応

- ① 議会アプリの使用者は、次に掲げる事象が発生した、又は発生したおそれがある場合には、速やかにその旨を議会事務局に連絡するものとする。
- (1) 議会アプリ用端末の盗難又は紛失
 - (2) 議会アプリ又は議会アプリ用端末のコンピュータウィルスの感染
 - (3) 議会アプリ又は議会アプリ用端末への不正アクセス
 - (4) 議会アプリのID、パスワード等の漏洩
- ② ①の連絡があったとき、議会事務局は、当該連絡に係る議会アプリのアカウントを速やかに停止し、必要に応じ議会アプリを提供する事業者等に連絡した上で、被害防止、機能復旧等のために適切な対応を行うものとする。

第8 会議における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、議場で開催される場合及びそれぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除き、会議において情報端末機器を使用することができる。

- ② それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次の事項を行うことができるものとする。
- (1) あらかじめ情報端末機器又はインターネットサーバー上に保存しておいた議事に関係する資料等の閲覧
 - (2) 議事に関係する資料等についてインターネットを利用して行う検索
 - (3) 会議における審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能（メモ機能）の使用
 - (4) その他、それぞれの会議において認められている議会アプリの機能の使用
- ③ それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次に掲げる事項を行ってはならないものとする。
- (1) 通話、電子メール、ソーシャルメディア等による外部との通信
 - (2) 議事に関係のない情報端末機器の使用その他の会議の目的に照らして必要のない情報端末機器の使用
 - (3) 議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の府民の目から見て疑念が生じるような情報端末機器の使用
 - (4) 会議の委員長又は主宰者の許可を得ていない、会議の撮影、録音及び録画
 - (5) 会議の委員長又は主宰者が情報端末機器の使用を認めないこととしている場面で情報端末機器の使用
- ④ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、電子音や振動音が鳴らないようにするとともに、操作音が議事の支障とならないように配慮するものとする。ただし、災害等に係る緊急速報メール等の受信音についてはこの限りではない。
- ⑤ ④の緊急速報メール等の受信音が鳴った場合には、会議の委員長又は主宰者は、必要に応じ、その内容について確認を行うものとする。
- ⑥ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その画面に傍聴者等の目が向けられていることに常に意識し、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報その他の第三者に開示すべきでない情報及び府民の目から見て疑念が生じるような内容が表示されないようにするものとする。
- ⑦ 議会事務局は、会議の円滑な運営を確保するため、Wi-Fiルーターの設置等、議員が議会事務局の管理する無線LANに情報端末機器を接続できる環境の整備に努めるものとする。
- ⑧ 議員は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その電源はバッテリー対応とし、インターネットへの接続その他の情報端末機器（附属機器等を含む。）を使用するために必要な準備については、⑦の無線LANを除き、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ⑨ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に会議における情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、議事運営に支障が生じないようにするため、必要な注意喚起等を行うものとする。

第9 管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、委員会及び協議等の場が実施する管内調査及び管外調査において、情報端末機器を使用することができる（それぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除く。）。
- ② 管内調査及び管外調査において情報端末機器を使用するに当たっての電源の確保、インターネットへの接続その他の必要な準備については、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ③ 議員及び出席要求理事者は、管内調査及び管外調査において、議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の説明者の信頼を損なうような情報端末機器の使用をすることのないように十分に配慮するものとする。
- ④ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、調査の円滑な実施に支障が生じないように、必要な注意喚起等を行うものとする。
- ⑤ 会議の委員長又は主宰者は、管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用に関し、このガイドラインに定めるもののほか、議員及び出席要求理事者に対し、調査の円滑な実施のために必要な指示を行うものとする。

第10 その他

- ① 情報端末機器の使用が認められていない議会の会議に情報端末機器を持ち込む場合には、机上には置かず、電源を切る等により電子音、振動音及びディスプレイ等の光が室内に漏れないようにするものとする。
- ② 議員がその地位を失った場合には、議会事務局は、議会アプリの当該議員のアカウントを停止するものとする。
- ③ 議員は、このガイドラインに定めるもののほか、情報端末機器の使用・管理に関し、第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げるような事象が発生した、又は発生のおそれがある場合は、速やかに議会事務局にその旨を連絡するものとする。
- ④ このガイドラインの議員に関する規定は、議会アプリの使用が認められた会派の職員について準用するものとする。
- ⑤ このガイドラインに定めるもののほか、議会活動における議員の情報端末機器の使用・管理に関する事項については、議会運営委員会において協議し、決定するものとする。

附 則

このガイドラインは、令和5年6月9日から施行する。

欠 席 届

令和 年 月 日（から令和 年 月 日まで）の委員会には次の理由により出席できないので、届けます。

（理 由）

令和 年 月 日

京都府議会〇〇委員長 〇〇 〇〇 殿

京都府議会〇〇委員 〇〇 〇〇 ⑩

事 務 概 要

(令和 7 年度)

<抄>

京 都 府 総 合 政 策 環 境 部

目 次

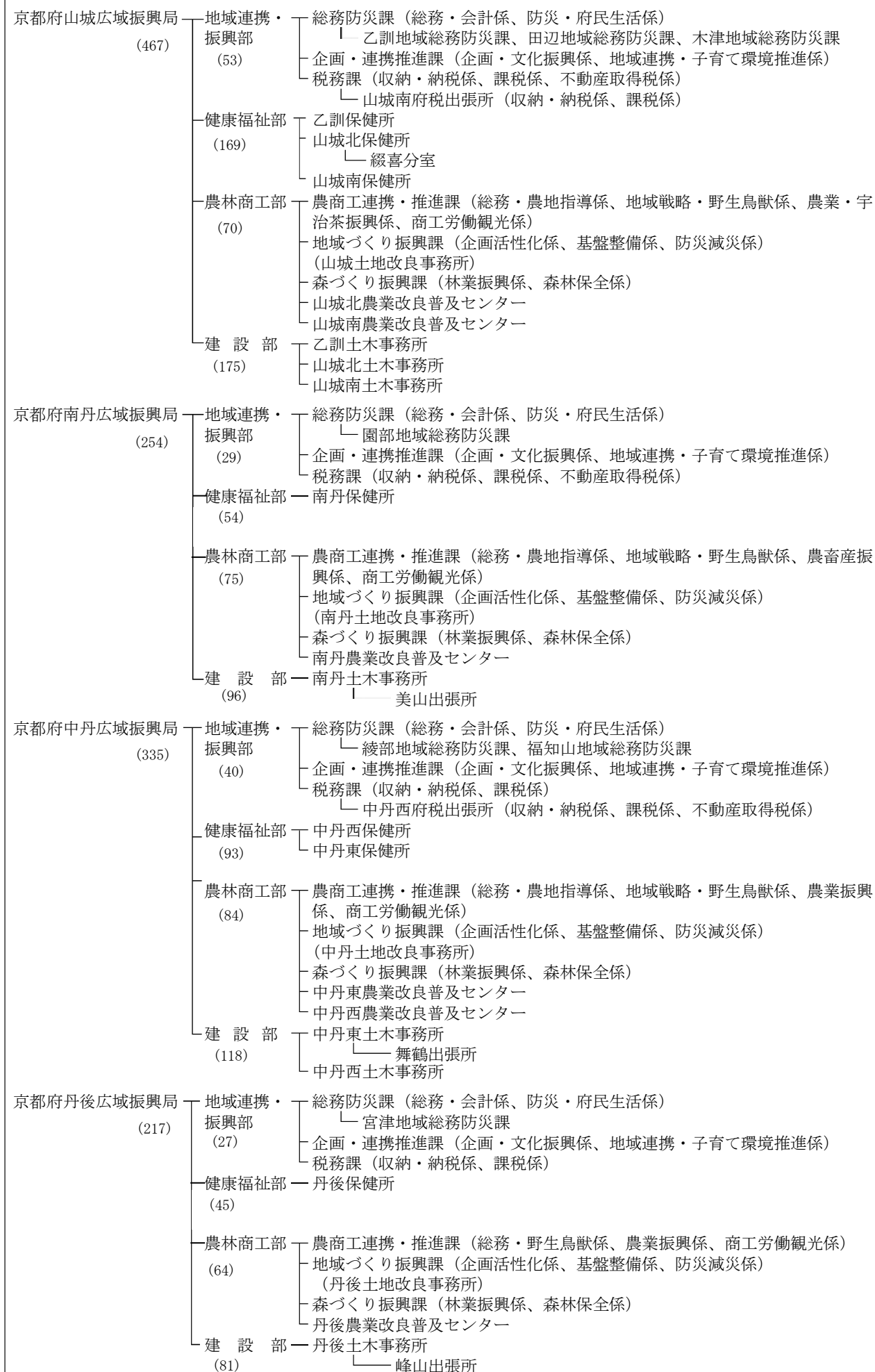
I 組 織	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II 事 務 分 掌	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
III 主要事項の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
IV 令和7年度予算	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
V 主 要 計 画 等	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

I 組 織

令和7年4月1日現在

本庁課		地域機関等
	担当	
総合政策室（21） （子育て社会推進監含む）	子育て社会推進係 総合調整係 広域推進係	（ 関西広域連合派遣（4） 全国知事会派遣（1） ）
地域政策室（18）	北中部係 中南部係	（ 海の京都DMO派遣（3） 森の京都DMO派遣（2） お茶の京都DMO派遣（3） ）
政策環境総務課（18） （部長、企画調整理事、副部長（1）含む）	総務企画係 経理係	（ 東京事務所（9） 省庁等派遣（18） ） （ 大阪府派遣（1） 滋賀県派遣（1） 城陽市派遣（1） 公立大学法人派遣（134） ）
万博・地域交流課（11）	展示企画係 機運醸成係	（ 2025年日本国際博覧会 協会派遣（5） ）
情報政策課（18） （副部長（1）含む）	情報企画・セキュリティ係 共同化推進係	
デジタル政策推進課（10） （企画参事含む）	スマート社会推進係 デジタル行革推進係	
企画統計課（41）	企画調整係 情報分析係 社会統計係 産業統計係 生活統計係	
大学政策課（7）	大学政策係	（ 大学コンソーシアム 派遣（1） ）
脱炭素社会推進課（17）	企画調整係 温暖化対策係 エネルギー政策係	
循環型社会推進課（18） （技監含む）	循環・リサイクル係 産業廃棄物係 不法投棄等対策係	（ 大阪湾広域臨海環境整備 センター派遣（1） ）
自然環境保全課（8）	自然環境係 自然公園係	
環境管理課（14）	指大係 導水係 導気質係	
【2室10課 1地域機関】	（ 本 地 域 機 関 派 遣 201 9 175 ）	計385人

広域振興局の組織



Ⅱ 事務分掌

（総合政策室の事務）

- （１） 府の重要施策の企画、調査及び総合調整（他課の主管に属するものを除く。）に関する事。
- （２） 部を横断する新規事業の立案及び推進に関する事。
- （３） 子育て環境日本一の実現に係る企画、総合調整及び推進に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
- （４） 京都府総合計画の推進等に関する事。
- （５） 経営戦略会議の運営に関する事。
- （６） 地方分権改革（他課の主管に属するものを除く。）に関する事。
- （７） 関西広域連合に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
- （８） 全国知事会及び近畿ブロック知事会に関する事。
- （９） 前各号に掲げるもののほか、特に命じられた事務に関する事。

Ⅲ 主要事項の概要

〔総合政策室〕

１ 総合計画の推進

京都府総合計画に掲げる「将来構想」の実現に向け、「８つのビジョン」等における「主要な方策」をはじめとする取組について、府民意識調査結果の分析等も踏まえて実施状況の評価を行うとともに、重点施策を部局横断的に調整し次年度以降の予算編成につなげていく。

２ 地域創生の推進

少子高齢化・人口減少社会の課題に対応するため、京都府地域創生戦略に基づく取組を進めるとともに、市町村等と連携して地域の実情・特性に応じた実効性のある地域創生に取り組む。

３ 子育て環境日本一の総合的な施策展開

子どもや子育て世代を社会全体であたたく見守り支え合うオール京都の推進体制により、「子育て環境日本一」の実現に向けて総合的な施策展開を図る。

４ 府の主要事業の推進

府の主要事業の着実な推進を図るため、国の予算の概算要求に先立って、重点事項について関係省庁・機関等に対し、東京事務所と連携しつつ政策提案・要望を行うとともに、近隣府県等の自治体及び関係機関とも広く連携し、政策の実現を図る。

５ 経営戦略会議の開催

府政の重要課題等について、二役と関係部局が一堂に会する「経営戦略会議」を開催し、対応方策や方向性などを共有し、全庁的なマネジメントを行う。

6 京都市との連携・協働の推進

実効性のある施策を府民に効果的に届けるため、知事と京都市長とのトップ会談である「府市トップミーティング」（指定都市都道府県調整会議）を年に数回、機動的に開催し、府と京都市共通の課題を議論して速やかに対応するとともに、府域全体の発展につながる取組を進める。

7 地方分権改革の推進

住民に身近な行政は、できるだけ住民に近い地方公共団体が担うことで、各地域が自らの判断と責任で地域の諸課題に取り組めるよう、国に対して積極的な提案を行うなど、全国知事会や関西広域連合等を通じ、地方分権改革の取組を進める。

8 関西広域連合への参画

関西における広域連携の歴史と実績の上に設立された特別地方公共団体である「関西広域連合」に参画し、府県のエリアを越える広域的な諸課題に取り組む。

9 全国知事会、近畿ブロック知事会との連絡調整

全国知事会議、近畿ブロック知事会議の開催、国への提案・提言などの調整、取りまとめを通じ、様々な分野で共通する政策課題についての認識を深め、広域的な連携を図る。

IV 令和7年度予算

○ 歳 入

(単位：千円)

款	予 算 額	内 訳	
		本庁・東京事務所	広域振興局
使用料及び手数料	148,750	138,750	10,000
国庫支出金	3,064,263	3,064,263	
財産収入	4,590	3,290	1,300
寄附金	15,238	15,238	
繰入金	259,444	259,444	
諸収入	834,073	834,073	
計	4,326,358	4,315,058	11,300

○ 歳 出

(単位：千円)

款 ・ 項	予 算 額	内 訳	
		本庁・東京事務所	広域振興局
総務費	8,607,270	6,764,468	1,842,802
総務管理費	1,890,553	47,751	1,842,802
企画費	4,647,518	4,647,518	
市町村振興費	900	900	
統計調査費	2,068,299	2,068,299	
衛生費	2,657,502	2,657,502	
環境衛生費	302,856	302,856	
環境対策費	2,354,646	2,354,646	
土木費	109,580	109,580	
公園費	109,580	109,580	
教育費	12,760,055	12,760,055	
大学費	12,760,055	12,760,055	
計	24,134,407	22,291,605	1,842,802

[令和 7 年度当初予算主要事項 （令和 6 年度 2 月補正含む）]

課(室)名	事 項	予 算 額	説 明
総 合 政 策 室	子育て環境日本一推進会議運営費	千円 3,000	子育て環境日本一の実現に向けたオール京都の推進体制の運営に要する経費
総 合 政 策 室	子育てにやさしいまちづくり推進交付金	62,000	「まち全体で子どもを見守り支える」まちづくりを進めるため、市町村が策定する「子育てにやさしいまちづくり推進計画」に基づく取組への助成に要する経費
総 合 政 策 室	子育ての楽しさ広げる事業費	5,000	子育てが楽しいと思えるポジティブなイメージを広げるための取組に要する経費
総 合 政 策 室 地 域 政 策 室	京都府総合計画推進費	12,750	「京都府総合計画」の総合的な推進に要する経費
総 合 政 策 室	関西広域連合分担金	224,962	関西広域連合の運営に係る分担金
地 域 政 策 室	「海の京都」DMO推進事業費	76,700	海の京都DMOの事業に要する経費
地 域 政 策 室	「森の京都」DMO推進事業費	45,580	森の京都DMOの事業に要する経費
地 域 政 策 室	「お茶の京都」DMO推進事業費	57,751	お茶の京都DMOの事業に要する経費
地 域 政 策 室	「移住するなら京都」推進事業費	38,950	移住・定住に至るまでの各段階に応じた支援策の実施に要する経費
地 域 政 策 室	「もうひとつの京都」多言語情報発信強化事業費	9,781	多言語 W e b サイトによる府域の魅力や情報の発信強化に要する経費
地 域 政 策 室	「もうひとつの京都」ダイレクトマーケティング事業費	2,400	データを活用した効果的なダイレクトマーケティングに要する経費
地 域 政 策 室	「もうひとつの京都」観光周遊カーシェアリング推進事業費	1,589	観光周遊カーシェアリングの展開による、もうひとつの京都エリア内での観光・周遊の推進に要する経費
地 域 政 策 室	「もうひとつの京都」見える化促進事業費	960	ラッピング電車の運行等を通じた「もうひとつの京都」を体感できる環境整備に要する経費
地 域 政 策 室	産業創造リーディングゾーン総合推進費	21,000	産業創造リーディングゾーンの形成に向けて、産学公が連携して行う研究会等の実施に要する経費
地 域 政 策 室	地域振興計画推進費	130,000	地域の特性や課題に応じた事業を戦略的に展開するための取組に要する経費
地 域 政 策 室 万博・地域交流課 大学政策課	京都駅周辺エリアまるごとゲートウェイ事業費	159,000	京都駅周辺エリアを府域への玄関口として、万博関連イベント等の情報を集約・案内し、府域誘客を図る拠点の設置や、イベントの実施に要する経費
万博・地域交流課	大阪・関西万博きょうとの魅力発信事業費	568,000	関西パビリオン京都ブースの運営や府域周遊の促進に向けた情報発信、府内小中高生の万博体験の支援に要する経費
デジタル政策推進課	府庁スマート化推進事業費	11,000	府庁における業務改善等の推進、効果的・効率的な府政運営及び府民サービスの向上に向けた取組に要する経費

V 主 要 計 画 等

名称	内容	備考
京都府総合計画	府政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画として、「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」第4条の規定により、京都府のめざす方向性を「将来構想」、「基本計画」、「地域振興計画」の形で明らかにするために策定したもの	改定： 令和4年度
京都府子育て環境日本一推進戦略	子どもや子育て世代をはじめ、全ての人にとって暮らしやすい「子育て環境日本一」の京都の実現に向けて、「子育てが楽しい風土づくり」「子どもと育つ地域・まちづくり」「若者の希望が叶う環境づくり」「全ての子どもの幸せづくり」を重点戦略として掲げ、具体的政策の方向性を明らかにするため策定したもの	改定： 令和5年度
京都府スマート社会推進計画	府民一人ひとりの夢・希望や、産業・地域活動の持続可能な成長・維持が、デジタル技術を活用することで実現される社会を目指し、官民データ活用推進基本法等に基づき策定	計画期間： 令和5～8年度 (4年間)
京都府環境基本計画	「京都府環境を守り育てる条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、個別の条例、計画及びアクションプラン並びに府民と協働して取り組む具体的施策・事業などの指針となる計画	計画期間： 令和2～12年度 (11年間)
京都府地球温暖化対策推進計画	京都府地球温暖化対策条例第10条第1項に基づき策定する計画であり、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項の規定に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第12条に規定する「地域気候変動適応計画」に位置づけ 温室効果ガス排出量の削減目標の達成と気候変動適応策の推進を通じて、脱炭素で持続可能な社会を創造していくための方策を明らかにするもの	計画期間： 令和3～12年度 (10年間)
府庁の省エネ・創エネ実行プラン（第2期）	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」に位置づけ 府庁の温室効果ガス排出量削減目標を設定するとともに、その達成に向けた取組をまとめたもの	計画期間： 令和3～12年度 (10年間)
再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第2期）	再生可能エネルギーを取り巻く国内外の環境変化を踏まえ、脱炭素社会を支える再生可能エネルギーの主力電源化に向け、再生可能エネルギーの導入・利用促進施策等を推進するため、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第5条に基づき策定	計画期間： 令和3～7年度 (5年間)

京都府健康福祉行政の概要

（令和7年度版）

京都府健康福祉部

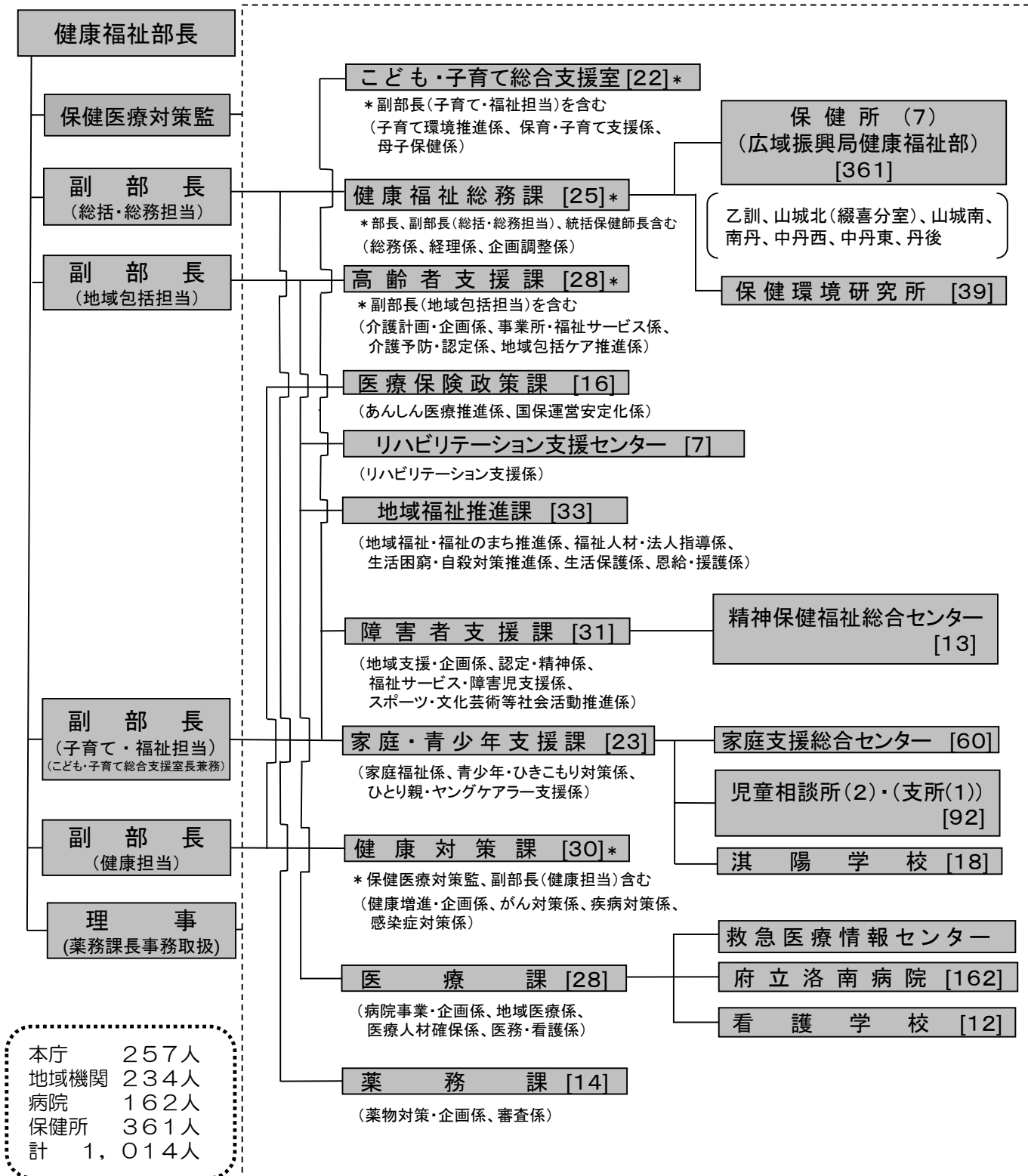
目 次

第1 健康福祉部の組織		1
1 健康福祉部の執行体制(令和7年6月1日現在)		1
2 所掌事務		2
3 健康福祉部関係附属機関		12
第2 令和7年度健康福祉部予算		15
1 一般会計予算		15
2 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業 特別会計予算		15
3 国民健康保険事業特別会計予算		15
4 病院事業会計予算		15
5 施策の柱		16
6 令和7年度主要事項一覧		17
資料		20
1 健康福祉部関係の法定計画一覧		21
2 健康福祉年表 ダイジェスト		24
3 主要指標の状況		26
4 京都府所管保健所等一覧		27

第1 健康福祉部の組織

1 健康福祉部の執行体制(令和7年6月1日現在)

現行の健康福祉部の組織は、次のとおり1室・9課・1センター、35係で構成されており、部に属する地域機関は、7保健所(広域振興局健康福祉部)をはじめ、保健環境研究所、家庭支援総合センター、府立洛南病院等の総計16機関です。



全広域振興局に「地域連携・子育て環境推進係」を設置(令4. 5. 1)

2 所掌事務

本 庁

課 名	所 掌 事 務
こども・子育て 総 合 支 援 室	(1) こども・子育て支援の企画、総合調整及び推進に関すること。 (2) 次世代育成に関すること。 (3) 結婚、出産及び育児の支援に係る気運の醸成に関すること。 (4) 母子保健に関すること。 (5) 児童手当に関すること。 (6) 児童健全育成事業に関すること。 (7) 保育所及び認定こども園に関すること。 (8) 保育士に関すること。
健 康 福 祉 総 務 課	(1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。 (2) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。 (3) 健康危機管理の総合調整に関すること。 (4) 厚生統計調査に関すること。 (5) 保健所、保健環境研究所及び福祉に関する事務所に 関すること。 (6) 京都府社会福祉事業団及び京都府立総合社会福祉会館に 関すること。 (7) 部内の人事及び組織に関すること。 (8) 部に属する予算の経理に関すること。 (9) 部の広聴及び広報の総括に関すること。 (10) 部内他課の主管に属さないこと。
高 齢 者 支 援 課	(1) 高齢化対策の企画及び総合調整に関すること。 (2) 介護保険に係る企画調整並びに市町村への助言及び支援に 関すること。 (3) 介護支援専門員に関すること。 (4) 介護認定審査会の運営に関すること。 (5) 認定調査の指導及び認定調査員の研修に関すること。 (6) 介護保険審査会の設置及び運営等に関すること。 (7) 訪問介護員養成研修に関すること。 (8) 老人福祉施設等の整備及び運営指導等に関すること。 (9) 京都府立洛南寮に関すること。 (10) 高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進に関すること。 (11) 公益財団法人京都SKYセンターに関すること。 (12) 老人クラブの育成指導に関すること。 (13) 介護予防事業に関すること。 (14) 地域包括ケアの推進に関すること。 (15) 社会福祉施設の指導に関すること。 (16) 介護サービス事業者の指定又は許可及び指導監督の総括に 関すること。 (17) 介護サービスの質の向上に関すること。 (18) 社会福祉施設の第三者評価等に関すること。

課 名	所 掌 事 務
医 療 保 険 政 策 課	(1) 医療制度に係る企画調整に関する事。 (2) 医療、健康等に関する調査研究並びに施策の企画及び調整に関する事。 (3) 医療、健康等に係る計画の総合調整に関する事。 (4) 国民健康保険制度の運営の安定化に関する事。 (5) 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会が行う国民健康保険事業の指導監督に関する事。 (6) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関する国庫負担金、国庫補助金、調整交付金等の交付に関する事。 (7) 保険医療機関及び保険薬局の指導監督に関する事。 (8) その他国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関する事。 (9) 老人、重度心身障害児、重度心身障害者、母子家庭、父子家庭、乳幼児及び児童に対する医療給付に関する事。
リハビリテーション支援センター	(1) リハビリテーション施策に係る企画立案及び推進に関する事。 (2) リハビリテーションの実地指導に関する事。 (3) リハビリテーションに係る資源調査、研修計画作成並びに情報の収集、分析及び提供に関する事。 (4) リハビリテーションに係る広報啓発及び地域リハビリテーション支援センター連絡協議会の運営に関する事。
地 域 福 祉 推 進 課	(1) 福祉のまちづくりの推進に関する事。 (2) 生活困窮者の自立支援に関する事。 (3) 生活保護に関する事。 (4) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。 (5) 自殺対策に関する事。 (6) 未帰還者の調査及び引揚者の援護に関する事。 (7) 戦没者の慰霊及び遺族の援護に関する事。 (8) 戦没者、旧軍人・軍属の叙位及び叙勲に関する事。 (9) 公務扶助料、遺族年金等の進達並びに各種給付金及び特別弔慰金の裁定に関する事。 (10) 旧軍人・軍属の恩給及び一時金に関する事。 (11) 旧軍人・軍属の履歴調査及びその証明に関する事。 (12) 戦傷病者の援護に関する事。 (13) 地域福祉振興に関する事。 (14) 福祉ボランティア及び災害ボランティアの振興に関する事。 (15) 民生委員に関する事。 (16) 福祉人材の確保及び定着に関する事。 (17) 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に関する事。 (18) 社会福祉施設の振興に関する事。

課 名	所 掌 事 務
障 害 者 支 援 課	(1) 障害児施策及び障害者施策の企画及び総合調整に関すること。 (2) 身体障害児及び身体障害者の福祉及び自立支援に関すること。 (3) 知的障害児及び知的障害者の福祉及び自立支援に関すること。 (4) 精神保健福祉並びに精神障害者の福祉及び自立支援に関すること。 (5) 障害児福祉手当、特別障害者手当等に関すること。 (6) 障害者の社会参加の促進に関すること。 (7) 心神喪失者等の医療及び観察等に関すること。 (8) 心身障害者扶養共済事業に関すること。 (9) 精神保健福祉総合センター、京都府立視力障害者福祉センター、京都府立桃山学園、京都府立心身障害者福祉センター、京都府立こども発達支援センター及び京都府立舞鶴こども療育センターに関すること。 (10) 障害福祉サービス事業者の指定又は許可及び指導監督の総括に関すること。 (11) 障害福祉サービスの質の向上に関すること。
家庭・青少年支援課	(1) 児童虐待対策に関すること。 (2) ドメスティック・バイオレンス対策に関すること。 (3) 児童福祉施設、里親及び児童の福祉に係る養子縁組に関すること。 (4) 児童委員に関すること。 (5) 要保護女性の福祉に関すること。 (6) 家庭支援総合センター、児童相談所、淇陽学校及び京都府立東山母子生活支援施設に関すること。 (7) 青少年活動の推進に関すること。 (8) 青少年の健全育成に関すること。 (9) 京都府立青少年海洋センターに関すること。 (10) 非行・ひきこもり対策に関すること。 (11) 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 (12) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 (13) 子どもの貧困対策に関すること。 (14) ヤングケアラーの支援等に関すること。
健 康 対 策 課	(1) 健康づくり対策の企画立案及び推進に関すること。 (2) 地域保健対策に関すること。 (3) がん対策に関すること。 (4) 感染症対策に関すること。 (5) 結核予防に関すること。 (6) 予防接種に関すること。 (7) 難病の保健医療に関すること。 (8) 原子爆弾被爆者の保健医療に関すること。 (9) 歯科保健に関すること。 (10) 栄養改善及び栄養士に関すること。 (11) 小児慢性特定疾病に関すること。 (12) その他健康対策に関すること。

医 療 課	(1) 医療対策の企画立案及び推進に関すること。 (2) 医師、保健師、助産師、看護師その他の医療従事者に関すること。 (3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関すること。 (4) 病院、診療所、助産所及び医療関係諸施設に関すること。 (5) 医療法人に関すること。 (6) 死体の解剖及び保存に関すること。 (7) 災害応急衛生救護に関すること。 (8) 救急医療情報センターに関すること。 (9) 洛南病院及び看護学校に関すること。
薬 務 課	(1) 薬剤師に関すること。 (2) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関すること。 (3) 薬事支援に関すること。 (4) 献血に関すること。 (5) 採血業に関すること。 (6) 毒物及び劇物に関すること。 (7) 覚醒剤に関すること。 (8) 薬用植物の栽培に関すること。 (9) 麻薬、向精神薬、大麻及びあへんに関すること。 (10) 温泉に関すること。 (11) 有害物質を含有する家庭用品に関すること。 (12) 室内空気環境に関すること。 (13) 造血幹細胞移植に関すること。 (14) 衛生検査所に関すること。 (15) その他薬事に関すること。

地域機関名	所 掌 事 務
保 健 所 (広域振興局健康福祉部保健所)	(企画調整課) (1) 所管区域内の健康福祉行政の企画及び調整に関すること。 (2) 所掌事務に係る市町村及び関係団体との調整に関すること。 (3) 各種計画の市町村への助言援助及び推進に関すること。 (4) 所掌事務に係る各種統計及び調査研究の総括に関すること。 (5) 広聴及び広報並びに情報の集積及び発信に関すること。 (6) 地域医療対策の推進に関すること。 (7) 医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師その他の医療従事者に関すること。 (8) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師その他の医業類似行為者に関すること。 (9) 病院、診療所、助産所その他の医療関係諸施設に関すること。 (10) 死体の解剖及び保存に関すること。 (11) 災害援助に関すること。 (12) 老人福祉に関すること (13) 介護保険に関すること。 (14) 引揚者等援護に関すること。 (15) 元軍人軍属の身上取扱いに関すること。 (16) 部(所)内の総務事務に関すること。 (17) 部(所)内他課の主管に属さないこと。
	(保健課) (1) 地域保健の推進に関すること。 (2) 衛生思想の普及及び向上に関すること。 (3) 公衆衛生看護業務に関すること。 (4) 健康相談に関すること。 (5) 感染性疾患に関すること。 (6) 結核に関すること。 (7) 予防接種に関すること。 (8) 原子爆弾被爆者に関すること。 (9) 栄養改善及び栄養士に関すること。 (10) 生活習慣病に関すること。 (11) 難病に関すること。 (12) 小児慢性特定疾病に関すること。 (13) 歯科保健に関すること。 (14) 献血に関すること。 (15) 造血幹細胞移植に関すること。 (16) 老人保健に関すること。 (17) 母子保健に関すること。 (18) 老人福祉に関すること(企画調整課の主管に属するものを除く。) (19) 介護保険に関すること(企画調整課の主管に属するものを除く。) (20) その他健康の保持及び増進に関すること。

地域機関名	所 掌 事 務
保 健 所 (広域振興局健康福祉部保健所)	(福祉課) (1) 生活困窮者の自立支援に関すること。 (2) 生活保護に関すること。 (3) 民生委員及び児童委員の指導に関すること。 (4) 児童福祉並びに母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 (5) 身体障害者福祉に関すること。 (6) 知的障害者福祉に関すること。 (7) 精神保健福祉に関すること。 (8) 障害者及び障害児の自立支援に関すること。 (9) 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に関すること。 (10) 支援費制度に関すること。 (11) 福祉のまちづくりに関すること。 (12) その他福祉に関すること。
	(山城北保健所綴喜分室) (1) 災害援助に関すること。 (2) 生活困窮者の自立支援に関すること。 (3) 生活保護に関すること。 (4) 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 (5) 精神保健福祉に関すること。
	(衛生課) (1) 旅館業、興行場、公衆浴場、理容所、美容所その他の生活衛生関係営業に関すること。 (2) 理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。 (3) 食品衛生に関すること。 (4) ふぐ処理師に関すること。 (5) ねずみ族、昆虫等の駆除に関すること。 (6) 墓地及び埋火葬に関すること。 (7) 建築物の衛生的環境の確保に関すること。 (8) と畜場、食鳥処理場及び化製場等に関すること。 (9) 狂犬病の予防及び動物の飼養管理と愛護に関すること。 (10) 胞衣産汚物及び消毒営業に関すること。 (11) 住宅及び衣類の衛生に関すること。 (12) 公園、休養地、プール、海水浴場等多数集合する場所の衛生に関すること。 (13) 住宅宿泊事業に関すること。 (14) 上水道、簡易水道、井戸水その他水の衛生に関すること。 (15) 下水道終末処理場に関すること。 (16) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関すること。 (17) 有害物質を含有する家庭用品に関すること。 (18) 毒物及び劇物に関すること。 (19) 覚醒剤、あへん、麻薬、向精神薬及び大麻に関すること。 (20) 温泉に関すること。

地域機関名	所 掌 事 務
保 健 所 (広域振興局健康福祉部保健所)	(続き) (21) 衛生上の試験検査に関すること。 (22) その他生活衛生及び薬務に関すること。 ※山城北保健所以外の保健所では、環境衛生課がこれらの事務を所管 (環境課) (1) 地域における環境対策の企画、調整及び推進に関すること。 (2) 廃棄物の処理に関すること。 (3) 浄化槽に関すること。 (4) 大気汚染の防止に関すること。 (5) 水質汚濁の防止に関すること。 (6) 環境保全に係る苦情処理に関すること。 (7) 環境保全に係る試験検査に関すること。 (8) その他環境対策に関すること。 ※山城北保健所以外の保健所では、環境衛生課がこれらの事務を所管 (食肉・試験検査課) (1) と畜検査に関すること。 (2) 温泉に関すること。 (3) 環境保全に係る試験検査に関すること。 ※中丹西保健所にのみ設置
保 健 環 境 研 究 所	(1) 感染症、食品衛生、環境衛生等に係る微生物学的、病理学的試験検査及び調査研究に関すること。 (2) 食品衛生に係る食品、添加物、器具、容器包装等の試験検査及び調査研究に関すること。 (3) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、家庭用品、毒物及び劇物等に係る試験検査及び調査研究に関すること (4) 温泉、飲料水等に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (5) 衛生動物及び水生動物に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (6) 一般廃棄物及び産業廃棄物に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (7) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (8) 放射能に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (9) 水質汚濁に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (10) 試験検査技術者の研修に関すること。 (11) 公衆衛生に係る情報の収集及び整理に関すること。 (12) その他公衆衛生に係る試験検査及び調査研究に関すること。

地域機関名	所 掌 事 務
家庭支援総合センター	(1) 家庭問題に係る総合相談及び支援に関すること。 (2) 家庭問題に係る関係機関の総合調整に関すること。 (3) 児童の福祉に係る市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。 (4) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じること。 (5) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。 (6) 児童の一時保護を行うこと。 (7) 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。 (8) 里親に関すること。 (9) 児童の福祉に係る養子縁組に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。 (10) 施設退所者の生活支援に関すること。 (11) 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。以下この項において「困難な問題を抱える女性」という。）に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応じること。 (12) 困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。 (13) 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。 (14) その他困難な問題を抱える女性に関する業務を行うこと。 (15) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 3 条第 3 項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行うこと。 (16) 市町村の身体障害者の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。 (17) 身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。 (18) 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うとともに、必要に応じ、補装具の処方及び適合判定を行うこと。 (19) 市町村の自立支援給付（身体障害者及び知的障害者に係るものに限る。）の実施に関し、技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。 (20) 市町村の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

地域機関名	所 掌 事 務
家庭支援総合センター（続き）	(21) 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術が必要とするものを行うこと。 (22) 知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
児童相談所 （家庭支援センター）	(1) 家庭問題に係る総合相談に関すること。 (2) 児童の福祉に係る市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。 (3) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術が必要とするものに応じること。 (4) 児童及びその家族につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。 (5) 児童の一時保護を行うこと。 (6) 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。 (7) 里親に関すること。 (8) 児童の福祉に係る養子縁組に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。 (9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行うこと。
淇陽学校	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設に関すること。 (2) 不良行為を行い又は行うおそれ等のある児童の入所又は通所による自立支援に関すること。
救急医療情報センター	(1) 救急医療に係る情報の管理及び連絡調整に関すること。 (2) 医療機関、関係行政機関等に対する救急医療情報の提供に関すること。
洛南病院	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づく精神障害者の医療及び保護に関すること。
看護学校	看護師の養成に関すること。

地域機関名	所 掌 事 務
精 神 保 健 福 祉 総 合 セ ン タ ー	(1) 保健所及び精神保健関係機関に対する技術指導及び技術援助に関すること。 (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務従事者の教育及び研修に関すること。 (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及啓発に関すること。 (4) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究に関すること。 (5) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導に関すること。 (6) 精神医療審査会に関すること。 (7) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。 (8) 自立支援医療（精神通院医療に係るものに限る。）に関すること。 (9) 市町村の自立支援給付（精神障害者に係るものに限る。）の実施に関し、技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。 (10) 酒害予防の相談及び指導に関すること。 (11) デイ・ケア（回復途上にある精神障害者に対する生活指導、作業指導等をいう。）に関すること。 (12) 精神科病院の指導監督に関すること。 (13) 精神保健指定医に関すること。 (14) その他精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。

3 健康福祉部関係附属機関

名 称	根 拠 法 令	事 項
京都府社会福祉審議会	社会福祉法第7条第1項	社会福祉に関する事項（精神障害者福祉に関する事項を除く。）の調査審議
京都府介護認定審査会	介護保険法第38条第2項	府内7町村からの委託を受けた、要介護認定に係る審査・判定
京都府介護保険審査会	介護保険法第184条	市町村が行った行政処分（保険給付に関する処分又は保険料その他介護保険法の規定による徴収金に関する処分）に不服がある者からの審査請求についての審理
京都府国民健康保険審査会	国民健康保険法第92条	保険給付に関する処分又は保険料その他徴収金に関する処分の不服申立てに対する審査
京都府後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第129条	後期高齢者医療給付に関する処分又は保険料その他徴収金に関する処分の不服申立てに対する審査
京都府国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第11条	国民健康保険事業の運営に関する事項について知事の諮問に応じ調査審議し、意見を答申
京都府医療扶助審議会	京都府附属機関設置条例第1条	要保護者入院医療の要否その他医療の給付に関し、知事の諮問に対する答申
京都府自殺対策推進協議会	京都府自殺対策に関する条例第20条	自殺対策推進計画の策定又は変更に関する事項及び自殺対策に関する重要事項の調査審議
京都府精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項	精神保健福祉に関する事項の調査審議
京都府精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条	精神科病院入院者の入院期間の更新届等の審査及び退院等の請求の審査
京都府障害者施策推進協議会	障害者基本法第36条第1項	障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進についての必要な事項の調査審議、施策の実施状況の監視及び関係行政機関相互の連絡調整

名 称	根 拠 法 令	事 項
京都府障害者介護給付費等 不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第1項	市町村の介護給付費等に係る処分についての審査請求に対する審査
京都府障害者相談等調整委員会	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例第19条	条例に規定する「不利益取扱い等」の解決のための助言又はあっせん。障害者の権利利益の擁護のための施策に関する重要事項の調査審議
京都府青少年健全育成審議会	青少年の健全な育成に関する条例第24条の14	有害図書類の指定等に係る知事の諮問のほか、青少年の健全な育成を図るための総合的施策の樹立及び実施に関する重要事項の調査審議
京都府小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第19条の4第1項	小児慢性特定疾病医療費の支給認定についての審査
京都府感染症診査協議会 (府内3協議会を設置)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第2項、第3項	・ 感染症患者の就業制限に関する通知及び入院期間の延長に関する必要な事項の審議 ・ 感染症患者の公費負担申請に関する医療内容の適否の審議
京都府指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律第8条第1項	特定医療費の支給認定についての審査
京都府がん対策推進協議会	京都府がん対策推進条例第17条	都道府県がん対策推進計画の策定又は変更に係る知事の諮問及びがん対策に関する重要事項の調査審議
歯と口の健康づくり推進協議会	京都府歯と口の健康づくり推進条例第19条	保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等の施策や取組との連携を図るための計画の進行管理
京都府医療審議会	医療法第72条第1項	医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議

名 称	根 拠 法 令	事 項
京都府麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法 第58条の13第1項	麻薬中毒患者の入院措置に関する審査
京都府薬事審議会	京都府附属機関設置条例 第1条	薬事に関する重要事項の調査審議
京都府薬物等指定審査会	京都府薬物の濫用の防止 に関する条例第28条第1 項	知事指定薬物及び知事監視店舗の指定等 のための調査審議
京都府循環器病対策推進協議会	健康寿命の延伸等を図る ための脳卒中、心臓病そ の他の循環器病に係る対 策に関する基本法第21条	京都府循環器病対策推進計画の推進等に当 たり、必要な事項を協議

〈指定管理施設〉

施 設 名	指定管理者
・ 府立心身障害者福祉センター ・ 府立洛南寮 ・ 府立東山母子生活支援施設 ・ 府立視力障害者福祉センター ・ 府立桃山学園 ・ 府立こども発達支援センター	社会福祉法人京都府社会福祉事業団
・ 府立総合社会福祉会館	日本管財株式会社
・ 府立舞鶴こども療育センター	国家公務員共済組合連合会
・ 京都府立青少年海洋センター	公益社団法人京都府青少年育成協会

第2 令和7年度 健康福祉部予算

1 一般会計予算

令和7年度の健康福祉部の一般会計予算は総額2,010億94百万円余で、前年度予算と比較して約2.1%の増となっている。

主な増減は、総務費については京都子ども文化会館解体費の減、社会福祉費については、障害者自立支援費、後期高齢者医療助成事業費の増、児童福祉費については、京都子育て支援医療助成費、児童措置費の増、医薬費については、地域医療介護総合確保基金積立金の減などによるものである。

健康福祉部一般会計予算款項別内訳

(単位：千円，%)

款・項	令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増減	前年度比
総務費	351,553	463,262	▲111,709	75.9
企画費	351,553	463,262	▲111,709	75.9
民生費	186,360,886	181,526,246	4,834,640	102.7
社会福祉費	147,232,457	142,810,734	4,421,723	103.1
児童福祉費	35,967,857	35,425,327	542,530	101.5
生活保護費	3,160,572	3,290,185	▲129,613	96.1
衛生費	14,381,724	14,941,829	▲560,105	96.3
公衆衛生費	5,047,079	4,948,006	99,073	102.0
保健所費	2,229,604	2,220,551	9,053	100.4
医薬費	7,105,041	7,773,272	▲668,231	91.4
計 (A)	201,094,163	196,931,337	4,162,826	102.1
府全体 (B)	1,029,881,000	995,031,000	34,850,000	103.5
全体比 (A)／(B)	19.5	19.8		

2 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

(単位：千円，%)

令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増減	前年度比
381,541	380,863	678	100.2

3 国民健康保険事業特別会計予算

(単位：千円，%)

令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増減	前年度比
218,864,862	221,705,900	▲2,841,038	98.7

4 病院事業会計予算

(単位：千円，%)

令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増減	前年度比
6,224,548	3,709,532	2,515,016	167.8

令和7年度京都府予算編成の基本方針

- 令和5年度の「あたたかい京都づくり」を力強く「発進」するための予算、令和6年度の出始めた成果をさらに「加速化」するための予算による取り組みを踏まえ、令和7年度は「あたたかい京都づくり」を府民の皆様に『実感』していただくための予算を編成

【予算体系及び主な予算事項(健康福祉部所管事項抜粋)】

あたたかい京都づくりの実感

1 安心できる健康・医療・福祉

- ▶ 福祉医療制度充実費
- ▶ 子どもの心の診療ネットワーク事業費
- ▶ 小児期発症慢性疾患・移行期医療体制強化事業費
- ▶ 京都版CDC設置検討費

2 子育て環境日本一・京都

- ▶ 「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」子ども“ええ顔”発信事業費
- ▶ きょうと婚活応援強化事業費
- ▶ 妊娠・出産・子育て総合相談体制整備事業費
- ▶ 親子誰でも通園支援事業費
- ▶ 先天性代謝異常等検査費

3 未来を拓く京都産業

- ▶ 生産性向上・人手不足対策事業費（2月補正予算）

4 その他の施策

- ▶ 医療機関等物価高騰対策事業費（2月補正予算）
- ▶ 医療機関・福祉施設職員処遇改善等推進事業費（2月補正予算）
- ▶ ひとり親家庭奨学金等支給事業費

【令和7年度 健康福祉部当初予算 ※ 主要事項一覧】 ※令和6年度2月補正予算を含む

事 項 名	予 算 額 (千 円)	事 業 の 概 要
あたたかい京都づくりの実感		
1 安心できる健康・医療・福祉		
○ 福祉医療制度充実費	8,153,036	
・ 京都子育て支援医療助成費	(3,855,471)	・ 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童に係る通院時等の負担額の引き下げを実施
・ ひとり親家庭医療給付事業助成費	(992,039)	・ 市町村が実施するひとり親家庭医療給付事業に対する助成
・ 重度心身障害児(者)医療給付事業助成費	(2,036,673)	・ 市町村が実施する重度心身障害児(者)医療給付事業に対する助成
・ 重度心身障害老人健康管理事業助成費	(1,055,111)	・ 市町村が実施する重度心身障害老人健康管理事業に対する助成
・ 老人医療給付事業助成費	(213,742)	・ 市町村が実施する老人医療給付事業に対する助成
○ 子どもの心の診療ネットワーク事業費	18,000	・ 専門医療機関と地域の医療機関との連携による診療体制の構築により、発達障害児の初診待機期間短縮を図るため、ネットワークの拠点となる府立医科大学に専従医師等を配置
○ 小児期発症慢性疾患・移行期医療体制強化事業費	3,000	・ 小児期に慢性疾患に罹患し、治療を開始した患者が成人期を迎えるにあたり、年齢に応じた適切な医療が切れ目なく提供されるよう、患者を適切に成人診療科につなげるための仕組みや環境を構築
○ 京都版CDC設置検討費	1,000	・ 今後の新興感染症等に備えるため、京都市と共同で、感染症対策の立案・バックアップ等に資する「京都版CDC（京都感染症予防管理センター(仮称)）」の設置に向けた検討を実施
2 子育て環境日本一・京都		
○ 子育て環境日本一推進戦略事業費	24,192,996 (うち2月補正予算8,000)	
・ 「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」子ども”ええ顔”発信事業費	(16,000)	・ 子育てに対するポジティブなイメージを幅広い年代へ普及するため、京都サンガと連携したPRや府内各地でキャラバンを実施
・ きょうとこどもの城づくり事業費 (うち2月補正予算8,000)	(201,609)	・ ひとり親家庭など様々な課題を抱える子どもをはじめとする全ての子どもを受け入れる「こどもの城」の運営支援や、こどもの城への寄付食材マッチングを行う「きょうとフードセンター」の取組を推進
・ きょうと婚活応援強化事業費	(18,000)	・ センター開設10周年記念「婚活フェス」の開催や企業と連携した若手社員向け婚活支援の推進
・ プレコンセプションケアプロジェクト推進事業費	(2,400)	・ 幼児期から社会人まで切れ目のないプレコンセプションケアを推進するため、小・中学校へ助産師等を派遣し、出前授業を実施
・ 親子誰でも通園支援事業費	(25,500)	・ 子育て環境日本一の推進を図るため、最も身近な子育て支援拠点である保育所等において、子どもだけでなく親の通園を受け入れ、「子育て」「親育ち」を支援する「親子誰でも通園」を実施
・ 児童養護施設整備助成費	(67,500)	・ 家庭的な環境で児童を養育するため、個室の確保等に係る施設整備に取組む児童養護施設に対して支援
・ ひとり親家庭奨学金等支給事業費	(328,000)	・ 子どもの教育・養育に係る経済的負担を軽減するため、母子家庭及び父子家庭に奨学金等を支給
・ 先天性代謝異常等検査費	(37,334)	・ 発見が遅れると命に関わる可能性のある先天性代謝異常症等の疾患を早期発見するため、新生児の血液によるマススクリーニング検査に係る検査費用等の公費負担を行う。
・ 妊娠・出産・子育て総合相談体制整備事業費	(10,000)	・ 性や妊娠に関する疑問や悩みなどの相談支援を行う個別アプローチを進めるため、若年層が相談しやすく、幅広い悩みに対応できるよう相談体制を強化し、妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた切れ目ない支援を実施する。
・ その他	(23,486,653)	
3 未来を拓く京都産業		
○ 生産性向上・人手不足対策事業費	420,000 (2月補正予算 420,000)	・ 中小企業や社会福祉施設、保育所・幼稚園等の環境改善を図るため、業種・業界の垣根を越えて3S・5Sをはじめとした持続的な生産性向上に資する取組を学び・実践する仕組みを構築し、ソフトとハードを組み合わせた一体的な支援を実施する。

事 項 名	予 算 額 (千 円)	事 業 の 概 要
4 その他の施策		
○ 医療機関等物価高騰対策事業費 (2月補正予算 921,000)	921,000	・ 物価高騰が続く中、利用者への価格転嫁が困難な医療機関や社会福祉施設等の負担を軽減するため、各施設に対し支援金を支給
○ 医療機関・福祉施設職員処遇改善 推進事業費 (2月補正予算 4,100,000)	4,100,000	・ 人材確保、職場定着を図るため、医療・介護・障害福祉職員の処遇改善及び職場環境の改善等を推進
○ ひとり親家庭奨学金等支給事業費 (再掲)	328,000	・ 子どもの教育・養育に係る経済的負担を軽減するため、母子家庭及び父子家庭に奨学金等を支給
その他の主要事項		
○ 保育環境等向上支援事業費	80,000	・ 子育て環境日本一の推進を図るため、保育所等が行う保育の質の向上のための施設整備や多機能化の取組を支援し、保育環境の充実を促進
○ 京都式地域包括ケア セカンドステージ事業費 (うち2月補正予算 107,000) (うち国民健康保険事業特別会計 58,450)	2,827,926	・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる「あんしん社会」を構築するため、医療・介護・福祉のサービスを一体的に提供する地域包括ケアの実現に向けて介護予防体制を強化するとともに、京都地域包括ケア推進機構を中心にオール京都体制での取組を推進
○ 地域支え合い型生活支援推進事業 (177,793)		
・ 地域における介護予防や生活支援の 促進 (38,225)		・ 高齢者が地域の担い手として活躍できる人材育成や住民主体の通いの場の再開に向けた支援など、市町村が行う介護予防・生活支援事業等の取組の推進
・ データヘルスの推進など市町村域を 越えた課題への対応 (75,012)		・ きょうと健康長寿・未病改善センターの運営やエビデンスに基づくデータヘルスの推進など、市町村が実施する健康増進事業への支援
・ 市町村や団体等が活動しやすい土壌 づくり (64,556)		・ 京都地域包括ケア推進機構の運営や各保健所に設置した共助型生活支援推進隊による働きかけ
○ 地域包括ケア基盤の整備等 (2,650,133)		
・ 地域包括ケア基盤の整備 (2,496,552) (うち2月補正予算 107,000)		・ 介護施設の整備に対する支援や在宅医療提供体制の充実など、地域包括ケア基盤の整備を促進するとともに、府内における法人後見制度を推進
・ 認知症施策の推進 (90,480)		・ 認知症になっても本人の意志が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症応援大使による府民への情報発信等の普及啓発に係る取組を強化
・ リハビリテーションプロジェクトの 推進 (63,101)		・ 急性期から回復期、維持・生活期まで継続した総合リハビリテーション提供体制を推進
○ 生活困窮者等物価高騰対策緊急 生活支援事業費 (2月補正予算 80,000)	80,000	・ 物価高騰の影響により生活に困窮されている方々の状況を把握するとともに、生活に必要な支援物資等を提供
○ 自殺防止総合対策事業費	78,066	・ 京都府自殺対策推進計画に基づき、一人で悩みを抱え込ませない体制づくり、若者の自殺予防、自殺対策に取り組む民間団体支援など、自殺対策を総合的に推進
○ 発達障害者支援体制整備事業費	105,040	・ 発達障害児・者への切れ目のない支援の実現に向け、医療、保健、福祉等の関連分野が連携して一貫した支援を実施
○ 障害者施設整備助成費 (うち2月補正予算 233,000)	427,000	・ 障害者自立のための社会福祉施設の整備に対する助成
○ 障害者文化・スポーツ振興費	80,556	・ 障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる共生社会を実現するため、障害のある人の文化芸術活動及びスポーツ活動の普及・振興を推進
○ 医療的ケア児支援強化事業費	19,169	・ 医療的ケア児及びその家族への負担軽減のため、医療的ケア児等支援センターの運営などの支援を実施
○ 京都式農福連携事業費	10,360	・ 障害者の社会参加促進と多種多世代の共生社会づくりを加速させるため、府内で広がりを見せている農福連携事業の事業所基盤の拡充を図るとともに、障害者の就農人材の育成等を実施
○ 子どもの未来を守る事業費 (うち2月補正予算 8,000)	917,719	
(母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計)		
・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金 (381,541)		・ 母子父子寡婦世帯への経済的助成のための資金貸付を実施
・ その他 (536,178) (うち2月補正予算 8,000)		

事 項 名	予 算 額 (千 円)	事 業 の 概 要
○ ひとり親家庭等見守り・生活 応援事業費 (うち2月補正予算 18,000)	577,992	・ 厳しい状況にあるひとり親家庭等の子どもの見守り強化などを行い、ひとり親家庭等が安心してくらししていけるようサポートを実施
○ 児童虐待総合対策事業費	170,568	・ すべての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止、自立支援に至るまで、一貫した施策を関係機関と連携しながら総合的に推進
○ ひきこもり自立支援総合事業費	89,552	・ ひきこもりからの自立を促進するため、より身近な市町村域での相談体制の構築や学齢期からの早期支援、社会適応訓練や就労支援等を総合的に実施
○ 青少年再チャレンジ支援事業費	16,744	・ 非行少年の立ち直り支援や少年非行抑止を図るため、関係機関と一体となって総合的に少年非行対策を実施
○ ヤングケアラー支援体制強化事業費	34,000	・ ヤングケアラー総合支援センターを中心に、当事者や社会全体への広報啓発や、相談から適切な支援につなげるための仕組みづくりを実施するとともに、こどもの居場所においてヤングケアラーへの支援を実施
○ ドメスティック・バイオレンス対策 事業費	20,616	・ 家庭支援総合センター(配偶者暴力相談支援センター)を中心に、市町村や関係機関と連携・協力しながら被害者の相談・保護・自立支援等を実施
○ 京都性暴力被害者ワンストップ相 談支援センター事業費	24,014	・ 性暴力被害者の心身の負担軽減と回復を図るとともに、被害の潜在化を防止し、性暴力のない社会づくりを目指すため、行政、医療機関、弁護士会、民間団体等が連携して被害直後から総合的な支援を提供するワンストップ相談支援センター(京都SARA)を運営
○ 歯と口の健康づくり事業費 (うち2月補正予算 45,000)	72,640	・ 京都府歯と口の健康づくり推進条例に基づき、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期などライフステージや環境に応じた歯と口の健康づくり対策を推進
○ がん対策総合推進事業費	220,439	・ 京都府がん対策推進条例に基づき、がん検診受診率の向上をはじめ、がん教育の推進、相談支援の強化、がん医療提供体制の充実など、総合的ながん対策を推進
○ 総合医師確保対策費	1,107,579	・ 医師の確保が困難な地域等における医療体制を確保するため、「京都府地域医療支援センター(KMCC)」を活用し、オール京都体制で総合的な医師確保対策を推進
○ 医療施設設備整備助成費	600,000	・ 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保や、医療施設における患者の療養環境等の充実、災害時の医療施設の機能の維持に向けた医療施設・設備等の整備に対して助成
○ 北部地域看護師確保対策費	27,300	・ 北部地域の看護師確保・定着を図るため、北部地域の病院等での看護実習の受入等を強化し、人材確保を推進
(病院事業会計) ○ 洛南病院建替整備事業費	3,499,125	・ 施設の老朽化や精神科ニーズの多様化に対応するため、児童思春期、薬物依存症、重症うつ病、医療観察法対応等の新たな機能を備えた現地建替整備を実施
○ 薬物乱用ゼロ推進事業費	11,497	・ 府民、特に小中高生や大学生等の若年層の薬物乱用ゼロを目指し、PTA・業界団体・民間団体等との協力・連携の下、薬物乱用防止対策を総合的に推進

資 料

健康福祉部関係の法定計画一覧

法定計画名	関係法規	計画策定の根拠条文	府の該当計画 計画期間
老人福祉計画	老人福祉法	第 20 条の 9 都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（以下「都道府県老人福祉計画」という。）を定めるものとする。	第 10 次京都府 高齢者健康福祉計画 令和 6 年度 ～ 8 年度
介護保険事業支援計画	介護保険法	第 118 条 都道府県は、基本指針に即して、3 年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）を定めるものとする。	
高齢者居住安定確保計画	高齢者の居住の安定確保に関する法律	第 4 条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画（以下「都道府県高齢者居住安定確保計画」という。）を定めることができる。	
医療費適正化計画	高齢者の医療の確保に関する法律	第 9 条 都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、6 年ごとに、6 年を一期として、当該都道府県における医療費適正化を推進するための計画（以下「都道府県医療費適正化計画」という。）を定めるものとする。	京都府中期的な医療費の推移に関する見通し（第 4 期） 令和 6 年度 ～ 11 年度
地域福祉支援計画	社会福祉法	第 108 条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。	京都府地域福祉支援計画 令和 6 年度 ～ 10 年度
障害者計画	障害者基本法	第 11 条 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。	京都府障害者・ 障害児総合計画 令和 6 年度 ～ 11 年度
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第 89 条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。	
障害児福祉計画	児童福祉法	第 33 条の 22 都道府県は、基本指針に則して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。	
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	第 8 条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。	

法定計画名	関係法規	計画策定の根拠条文	府の該当計画 計画期間
アルコール健康障害対策推進計画	アルコール健康障害対策基本法	第14条 都道府県は、アルコール健康障害対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画（以下「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。	京都府依存症等対策推進計画 令和3年度～8年度
ギャンブル等依存症対策推進計画	ギャンブル等依存症対策基本法	第13条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。	
次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画	次世代育成支援対策推進法	第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。	京都府子ども・子育て支援事業支援計画 令和7年度～11年度
子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法	第62条 都道府県は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。	
自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第12条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。	第3次京都府子どもの貧困対策推進計画 令和7年度～11年度
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第5次） 令和6年度～10年度
医療計画	医療法	第30条の4 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。	京都府保健医療計画 令和6年度～11年度
健康増進計画	健康増進法	第8条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。	

法定計画名	関係法規	計画策定の根拠条文	府の該当計画 計画期間
予防計画	感染症の予防 及び感染症の 患者に対する 医療に関する 法律	第 10 条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下この条及び次条第 2 項において「予防計画」という。）を定めなければならない。	京都府感染症 予防計画 令和 6 年度 ～11 年度
がん対策 推進計画	がん対策基本 法	第 12 条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画（以下「都道府県がん対策推進計画」という。）を策定しなければならない。	第 3 期京都府 がん対策推進 計画 令和 6 年度 ～11 年度
献血推進計 画	安全な血液製 剤の安定供給 の確保等に関 する法律	第 10 条 5 都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献 血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県にお ける献血の推進に関する計画（次項において「都道府県献血推進計画」とい う。）を定めるものとする。	京都府献血推進 計画 令和 7 年度
自殺対策計 画	自殺対策基本 法	第 13 条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都 道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において 「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。	第 2 次京都府自 殺対策推進計画 令和 3 年度 ～ 7 年度
子どもの貧 困対策につ いての計画	こどもの貧困 の解消に向け た対策の推進 に関する法律	第 10 条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困 の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計 画」という。）を定めるよう努めるものとする。	第 3 次京都府子 どもの貧困対策 推進計画 令和 7 年度 ～11 年度
困難な問題 を抱える女 性への支援 のための施 策の実施に 関する基本 的な計画	困難な問題 を抱える女性 への支援に関 する法律	第 8 条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題 を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めな なければならない。	困難な問題を抱 える女性への支 援に関する京都 府基本計画 令和 6 年度 ～10 年度
循環器病対 策推進計画	健康寿命の延 伸等を図るた めの脳卒中、 心臓病その他 の循環器病に 係る対策に関 する基本法	第 11 条 都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とするとともに、当 該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、 医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究 の進展等を踏まえ、当該都道府県における循環器病対策の推進に関する計 画（以下「都道府県循環器病対策推進計画」という。）を策定しなければなら ない。	京都府循環器病 対策推進計画 令和 6 年度 ～11 年度
国民健康保 険運営方針	国民健康保険 法	第 82 条の 2 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運 営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的 な運営の推進を図るため、おおむね 6 年ごとに、都道府県及び当該都道府 県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国 民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。	京都府国民健康 保険運営方針 令和 6 年度 ～11 年度

健康福祉年表 ダイジェスト

年	国 の 動 き	府 の 取 組
平27 2015	◆ 生活困窮者自立支援法(4月) ◆ 韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の発生を受け注意喚起(6月) ◆ 安倍首相アベノミクス「新三本の矢」を提唱(「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」)(9月) ◆ 社会保障・税番号制度における個人番号(マイナンバー)の通知開始(10月) ◆ がん対策加速化プラン(12月)	◆ 子育て支援制度の拡充(第三子以降保育料無償化、子育て支援医療助成制度の拡充)(4月～) ◆ 京都府自殺対策に関する条例施行(4月) ◆ 「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)」開設(4月) ◆ 「京都動物愛護センター」グランドオープン(5月) ◆ 京都障害者雇用企業サポートセンター設立(6月) ◆ 「京都介護・福祉人材総合支援センター」開設(10月) ◆ 「きょうと婚活応援センター」開設(10月)
平28 2016	◆ 子ども・子育て支援法改正(4月) ◆ 熊本地震(4月) ◆ 神奈川県知事障害者福祉施設で殺傷事件(7月) ◆ 日本の出生数が、統計開始後初の100万人割れ(12月)	◆ 京都府少子化対策条例施行(4月) ◆ 熊本地震における被災地支援・医療救護班、保健師、福祉チーム等を派遣 ◆ NPOドラッグキャラバン隊を結成(5月) ◆ 「サン・アビリティーズ城陽」パラリンピック競技ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定(7月) ◆ きょうと子育てピアサポートセンター開設(8月) ◆ 京都府こころのケアセンター開設(8月) ◆ 潜在介護人材・保育人材が新たに就職する場合の就職準備金制度の創設(8月)
平29 2017	◆ 住宅宿泊事業法(いわゆる「民泊新法」)公布(6月) ◆ 介護保険法等が改正施行、「介護医療院」の創設(6月) ◆ 民生委員制度創設100周年	◆ 「京都府地域包括ケア構想(地域医療ビジョン)」策定(3月) ◆ 「少子化対策基本計画」策定(3月) ◆ 「きょうとこどもの城づくり事業」開始(4月) ◆ 「きょうと農福連携センター」設置(5月) ◆ 「ピロリ菌除菌治療費助成事業」、「小児・AYA世代がん患者生殖機能温存療法助成事業」の創設(11月)
平30 2018	◆ 国民健康保険の財政運営が都道府県単位化(4月) ◆ 住宅宿泊事業法が施行(6月) ◆ ギャンブル等依存症対策基本法(7月) ◆ ノーベル生理学・医学賞にがん免疫治療薬「オプジーボ」を開発した本庶京都大学特別教授が決定(10月)	◆ 聞こえの共生社会づくり条例施行(3月) ◆ きょうとフードセンター開設(3月) ◆ 京都認知症総合センター開設(4月) ◆ 京都府周産期医療体制強化に関する4者協定を締結(6月) ◆ 子育て環境日本一推進本部を設置(6月) ◆ 健康長寿・データヘルス推進プロジェクトを設置(6月) ◆ 北部リハビリテーション支援センター開設(9月)
平31 2019	◆ 毎月勤労統計調査の不正調査問題発覚(1月) ◆ 「平成」から「令和」への改元(5月) ◆ 医療機能等の再検討を求める公立・公的病院名の公表(9月) ◆ 消費税率10%へ引き上げ(10月)	◆ 京都大学を総合周産母子医療センターに指定(2月) ◆ 全国車いす駅伝競走大会が天皇杯に(3月) ◆ 「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」企業が100社を突破(7月) ◆ 府内3箇所の専門医療機関を「発達障害児支援拠点」として整備(8月) ◆ 「京都府子育て環境日本一推進戦略」策定(9月) ◆ 幼児教育・保育の無償化と副食費支援開始(10月) ◆ 京都府保健環境研究所・京都市衛生環境研究所を開設(12月)

年	国 の 動 き	府 の 取 組
令2 2020	◆ 新型コロナウイルス感染症の国内初患者確認（1月） ◆ 全国に緊急事態宣言が発令（4月） ◆ 特別養護老人ホームの入所者14人を含む多数の犠牲者が出た「令和2年7月豪雨」が九州において発生（7月） ◆ 新型コロナウイルス感染症について2021年1月末を期限とする感染症法上の「指定感染症」としての扱いを1年延長（12月）	◆ 「ひとり親家庭総合相談フェスタ」初開催（2月） ◆ 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、入院医療コントロールセンターを設置（3月） ◆ 医療機関・社会福祉施設でのクラスターを早期に封じ込めるため、「施設内感染専門サポートチーム」による支援を開始（4月） ◆ 京都府外国人介護人材支援センターの開設（6月） ◆ 「きょうと子育て応援レーン」の運用開始（7月） ◆ 「パラ・パワーリフティングチャレンジカップ京都」初のライブ配信（10月） ◆ 特定不妊治療にかかる通院交通費助成の開始（10月） ◆ 「きょうと新型コロナ医療相談センター」を開設し、府市の相談窓口を一本化（11月）
令3 2021	◆ 新型コロナワクチン接種開始（2月） ◆ 3度目の緊急事態宣言が発令（4月） ◆ 東京パラリンピック開催（8月） ◆ オミクロン株対策のため、外国人の新規入国停止（11月）	◆ 自宅療養者生活支援事業の実施（1月） ◆ 京都府内商店街・コンビニエンスストアでの「きょうと子育て応援施設」のモデル展開（2月） ◆ 京都府ワクチン接種会場を設置（6月） ◆ パラスポーツ体験会を開催（7月） ◆ 城陽市内のNTCを拠点としているパラ・パワーリフティング競技選手が東京2020パラリンピックに出場（8月） ◆ 入院待機ステーションの設置（8月） ◆ 子育て環境日本一を目指して「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」始動（11月）
令4 2022	◆ 宮城・福島で震度6強（3月） ◆ 改正民法施行、成人年齢18歳に（4月） ◆ 不妊治療が保険適用に（4月） ◆ 新型コロナウイルス感染症の全数届出の見直し（9月）	◆ 「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」をオール京都で展開（3月～） ◆ 京都府子どもを虐待から守る条例を制定（3月） ◆ 京都府医療的ケア児等支援センター「ことのわ」を開設（4月） ◆ 京都府ヤングケアラー総合支援センターを開設（4月） ◆ 第42回全京都障害者総合スポーツ大会が開催（6月～10月） ◆ 京都府健康フォローアップセンターを開設（9月）
令5 2023	◆ 日本の出生数が統計開始後初めて80万人を下回る（2月） ◆ 文化庁が京都での業務を開始（3月） ◆ こども基本法施行、こども家庭庁が発足（4月） ◆ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更（5月） ◆ 内閣感染症危機管理統括庁発足（9月）	◆ 親子健康手帳（京都府版母子健康手帳）・きょうとすくすくブック（京都版リトルベビーハンドブック）の配布開始（4月） ◆ 西脇知事が「こどもまんなか応援サポーター」に就任（6月） ◆ 府立看護学校の整備に係る基本協定締結（7月） ◆ 京都子育て支援医療助成制度を拡充（9月） ◆ 丹後地域に「児童家庭支援センター」を新設し、こどもの見守り体制を強化（12月） ◆ 子育て環境日本一推進戦略を改定し、新条例を制定（12月）
令6 2024	◆ 石川・能登半島で震度7（1月） ◆ 障害者差別解消法が改正され、事業者による障害者への合理的配慮の提供を義務化（4月） ◆ パリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会開催（7月～8月） ◆ 気象庁から初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表（8月） ◆ マイナンバーカードと健康保険証を一体化（12月）	◆ 能登半島地震の被災地支援として、DHEAT、保健師等の保健医療福祉活動チームを派遣（1月） ◆ ヤングケアラーの啓発マンガを作成（4月） ◆ 地域包括連携協定による、おむつも購入できる自動販売機をイオンモールKYOTO、京都駅ビル等に設置（5月） ◆ 「親子誰でも通園モデル事業」を開始（7月） ◆ 精神障害者に係る医療費助成制度を創設（8月） ◆ 府内大学生による自殺防止動画を作成（9月） ◆ 若手社会人向けの婚活プロジェクトである「京の都恋（みやこい）プロジェクト」を開催（10月～）

主 要 指 標 の 状 況

項目		京都府	全国	備考
人口 総人口		2,578,087	126,146,099	国勢調査 令和2年10月1日
	0～14歳	294,399	15,031,602	
	65歳以上	756,404	36,026,632	
	高齢化率	29.3	28.6	
出生	出生数	13,882	727,288	人口動態統計 令和5年
	出生率	5.6	6.0	
	合計特殊出生率	1.11	1.20	
死亡数 総数		30,735	1,576,016	
	悪性新生物	7,683	382,504	
	心疾患	5,163	231,148	
	脳血管疾患	1,962	104,533	
	自殺	403	21,037	
	その他	15,524	836,794	
医療施設数	病院	160	8,122	医療施設調査 令和5年10月1日
	診療所	2,488	104,894	
	歯科診療所	1,250	66,818	
社会福祉施設 総数		1,348	77,803	社会福祉施設等調査 令和5年10月1日
	保護施設	5	287	
	老人福祉施設	127	5,126	
	障害者支援施設等	78	5,457	
	身体障害者社会参加支援施設	15	313	
	婦人保護施設	1	47	
	児童福祉施設	811	40,382	
	母子・父子福祉施設	1	55	
	その他の社会福祉施設等	310	26,136	
生活保護	保護世帯	41,592	1,650,478	被保護者調査 令和5年度（月平均）
	保護人員	53,103	2,020,576	
要介護（要支援）認定者数		175,660	7,196,972	介護保険事業状況報告 （暫定）令和7年1月
	要支援1	23,934	1,064,342	
	要支援2	29,684	1,030,450	
	要介護1	32,688	1,491,307	
	要介護2	33,675	1,210,460	
	要介護3	24,178	930,670	
	要介護4	18,979	893,221	
	要介護5	12,522	576,522	
身体障害者手帳数		135,861	4,783,069	福祉行政報告例 令和5年度
療育手帳数		30,508	1,281,469	
精神障害者保健福祉手帳数		30,476	1,380,748	衛生行政報告例 令和5年度

京都府所管保健所等一覧

令和 7. 6. 1 現在

※ 1 広域振興局	二次医療圏域 高齢者健康福祉圏域	※ 1 保健所	市町村名
山城北域振興局 (宇治市)	※ 2 京都・乙訓	乙訓 (向日市)	向日市
			長岡京市
			大山崎町
	山 城 北	山城北 (宇治市)	宇治市
			城陽市
			久御山町
			八幡市
			京田辺市
			井手町
			宇治田原町
	山 城 南	山城南 (木津川市)	木津川市
			笠置町
			和束町
			精華町
			南山城村
南丹広域振興局 (亀岡市)	南 丹	南丹 (南丹市)	亀岡市
			南丹市
			京丹波町
中丹広域振興局 (舞鶴市)	中 丹	中丹西 (福知山市)	福知山市
		中丹東 (舞鶴市)	綾部市
			舞鶴市
丹後広域振興局 (京丹後市)	丹 後	丹後 (京丹後市)	宮津市
			京丹後市
			与謝野町
			伊根町
4 広域振興局	—	7 保健所	25市町村

※ 1 広域振興局欄及び保健所欄のカッコ内は、広域振興局及び保健所の所在地である。

※ 2 京都・乙訓二次医療圏域及び同高齢者健康福祉圏域は、上記 3 市町村と京都市により構成されている。

■□■□ 京都府所管保健所・圏域地図 ■□■□



■二次医療圏域

医療法により設定が定められ、高度・特殊・専門的な医療を除く一般的な入院医療の整備を図るべき地域的単位

- ◆設定基準：圏域内に一般入院医療の需要に対応しうる医療機関が存在している
圏域内の各地点から医療機関までの所要時間がおおむね1時間程度である
圏域内の各市町村間に一般入院患者に関する相互依存関係がある

■高齢者健康福祉圏域及び障害福祉圏域

市町村の区域を超えた広域的な見地から、各市町村間で均衡のとれた福祉サービス供給体制の確保を図るため設定
保健・医療・福祉の連携を図る観点から、医療法に基づく京都府における二次医療圏と整合を図っている

■□■□京都府所管児童相談所・圏域地図■□■□



事 務 概 要

(令和 7 年度)

京 都 府 文 化 生 活 部
京 都 府 文 化 施 設 政 策 監

目 次

I	組	組 織	・ ・ ・ ・ ・	1
		組 織 図	・ ・ ・ ・ ・	1
		事 務 分 掌	・ ・ ・ ・ ・	2
II	令和7年度予算状況	・ ・ ・ ・ ・		4
	総 括 表	・ ・ ・ ・ ・		4
	主 要 事 項 等	・ ・ ・ ・ ・		5
III	主 要 計 画 等	・ ・ ・ ・ ・		13
IV	関 係 施 設	・ ・ ・ ・ ・		15

I 組織

【組織表】

令和7年4月1日現在

本庁課	担当	地域機関等
【文化生活部】		
人 権 啓 発 推 進 室 (10)	企 画 ・ 推 進 係	
文 化 政 策 室 (28) (副部長含む)	文 化 企 画 係 政 策 推 進 係 文 化 連 携 推 進 係	京都学・歴彩館 (32) (京都文化財団派遣) (1)
文 化 生 活 総 務 課 (29) (部長、副部長含む)	総 務 企 画 係 経 理 係 府 民 協 動 係	自転車競技事務所 (5) 植物園 (30) (文化庁派遣) (5)
文 化 芸 術 課 (20)	文 化 の 人 づ くり 係 芸 術 振 興 係 地 域 文 化 振 興 係	
ス ポ ー ツ 振 興 課 (14)	企 画 係 交 流 推 進 係	体育館 (6)
文 教 課 (21)	幼 稚 園 ・ 専 修 学 校 係 小 ・ 中 ・ 高 校 係 経 営 支 援 ・ 宗 教 法 人 係	
安 心 ・ 安 全 ま ち づ くり 推 進 課 (12)	防 犯 ・ 交 通 安 全 係	交通事故相談所
男 女 共 同 参 画 課 (13) (副部長含む)	企 画 ・ 地 域 支 援 係 女 性 活 躍 ・ ワ ー ク ・ ラ イ フ ・ バ ラ ン ス 推 進 係	
府 民 総 合 案 内 ・ 相 談 セ ン タ ー (3)	総 合 案 内 ・ 相 談 係	
消 費 生 活 安 全 セ ン タ ー (13)	企 画 ・ 啓 発 係 相 談 ・ 情 報 係 調 査 ・ 指 導 係	
生 活 衛 生 課 (17)	生 活 営 業 係 食 品 衛 生 係 動 物 愛 護 係	動物愛護センター (5)
【文化施設政策監】		
文 化 施 設 政 策 監 付 (21) (文化施設政策監含む)		
本 地 域 機 関 等 201 78 6		計285人

【事務分掌】

■文化生活部

【人権啓発推進室】

- (1) 人権啓発の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 人権啓発の推進に関すること。
- (3) 同和事業の整理等に関すること。

【文化政策室】

- (1) 文化行政の企画及び連携推進に関すること。
- (2) 生涯学習（教育委員会の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 文化財を守り伝える京都府基金に関すること。
- (4) 京都府立京都学・歴彩館、京都府立文化芸術会館、京都府立ゼミナールハウス、京都府立府民ホール、京都府立堂本印象美術館及び京都府立陶板名画の庭に関すること。
- (5) その他文化行政（他課及び教育委員会の所管に属するものを除く。）に関すること。

【文化生活総務課】

- (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 特定非営利活動法人の認証、認定等に関すること。
- (3) 社会貢献活動の促進に関すること。
- (4) 府民運動の企画及び推進に関すること。
- (5) 府民参画の推進に関すること。
- (6) 自転車競技事務所に関すること。
- (7) 京都府立植物園に関すること。
- (8) 部内の人事及び組織に関すること。
- (9) 部に属する予算の経理に関すること。
- (10) 部の広聴及び広報の総括に関すること。
- (11) 部内他課の主管に属さないこと。

【文化芸術課】

- (1) 文化を担う人材の育成及び文化の次世代への継承に関すること。
- (2) 文化に関する創造的活動の促進に関すること。
- (3) 文化を生かした産業及び地域の振興に関すること。
- (4) 文化団体等に関すること。

【スポーツ振興課】

- (1) 府民スポーツ（教育委員会の所管に属するものを除く。）の振興に関すること。
- (2) スポーツに係る国際大会の誘致等に関すること。
- (3) 府民スポーツの奨励育成に関すること。
- (4) 京都府府民スポーツ振興基金に関すること。
- (5) 京都府立体育館及び京都府立京都スタジアムに関すること。

【文教課】

- (1) 私立学校に関すること。
- (2) 私立専修学校に関すること。
- (3) 私立各種学校に関すること。
- (4) 学校法人に関すること。

- (5) 宗教法人に関すること。
- (6) その他文教に関すること。

【安心・安全まちづくり推進課】

- (1) 安心・安全なまちづくりの企画及び総合調整に関すること。
- (2) 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進に関すること。
- (3) 犯罪被害者等支援に関すること。
- (4) セーフ・コミュニティの推進に関すること。
- (5) 交通安全に関すること。
- (6) 交通事故の被害者の援助に関すること。
- (7) 交通事故相談所に関すること。
- (8) 自動車運転代行業に関すること。

【男女共同参画課】

- (1) 男女共同参画施策の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関すること。
- (3) 女性の活躍の推進に関すること。
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。

【府民総合案内・相談センター】

- (1) 府民総合案内に関すること。
- (2) 府民相談に関すること。

【消費生活安全センター】

- (1) 消費生活に係る安全確保及び取引方法の適正化に関すること。
- (2) 消費者の教育及び啓発に関すること。
- (3) 災害時における生活必需品等の確保に関すること。
- (4) 消費生活協同組合に関すること。
- (5) 金融広報に関すること。
- (6) 消費生活に係る相談及び指導に関すること。
- (7) 商品テストに関すること。
- (8) その他消費生活の安定と向上に関すること。

【生活衛生課】

- (1) 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所等に関すること。
- (2) クリーニング師及びふぐ処理師に関すること。
- (3) 食品衛生に関すること。
- (4) と畜場、食鳥処理場及び化製場等に関すること。
- (5) 建築物の衛生的環境の確保に関すること。
- (6) 墓地、埋火葬及び胞衣産汚物に関すること。
- (7) 狂犬病の予防に関すること。
- (8) 動物の飼養管理及び愛護に関すること。
- (9) 人と動物の共生社会づくりに関すること。
- (10) 京都府動物愛護センターに関すること。
- (11) 住宅宿泊事業に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (12) その他生活衛生に関すること。

■文化施設政策監

【文化施設政策監付】

- (1) 文化施設等に係る政策及び整備の推進に関すること。

Ⅱ 令和7年度 文化生活部予算状況

【総括表(一般会計)】 ※()内令和6年度2月補正予算含む

○ 歳 入

(単位：千円)

款	予算額	課 別 内 訳										
		人権啓発推進室	文化政策室 文化芸術課	文化生活総務課	スポーツ振興課	文教課	安心・安全 まちづくり 推進課	男女共同参画課	府民総合案内・相談センター	消費生活安全センター	生活衛生課	文化施設政策監付
使用料及び手数料	388,814		416		88,085	80					62,234	237,999
国庫支出金	11,645,176 (11,750,176)	239,314 (305,314)	473,707		61,333	10,733,056 (10,759,056)	2,684	51,730		67,148	16,204 (29,204)	
財産収入	82,056	795	2,839	38	384							78,000
寄附金	153,100		90,000	5,000	50,500		6,200	400				1,000
繰入金	102,957		87,379	15,578								
諸収入	197,480	24,803	14,020		141,178	714		1,000		250	6,015	9,500
計	12,569,583 (12,674,583)	264,912 (330,912)	668,361	20,616	341,480	10,733,850 (10,759,850)	8,884	53,130		67,398	84,453 (97,453)	326,499

○ 歳 出

(単位：千円)

款	予算額	課 別 内 訳										
		人権啓発推進室	文化政策室 文化芸術課	文化生活総務課	スポーツ振興課	文教課	安心・安全 まちづくり 推進課	男女共同参画課	府民総合案内・相談センター	消費生活安全センター	生活衛生課	文化施設政策監付
総務費	5,797,720	174,321	2,014,152	2,231,649	404,981	6,528	373,018	151,276	34,363			407,432
民生費	304,338 (403,338)	304,338 (403,338)										
衛生費	319,505 (332,505)			202,183							117,322 (130,322)	
労働費	789							789				
商工費	253,435			119,770						133,665		
教育費	32,501,881 (32,527,881)			136,685	28,789	32,310,407 (32,336,407)						26,000
計	39,177,668 (39,315,668)	478,659 (577,659)	2,014,152	2,690,287	433,770	32,316,935 (32,342,935)	373,018	152,065	34,363	133,665	117,322 (130,322)	433,432

【総括表(収益事業特別会計)】

○ 歳 入

(単位：千円)

款	予算額	備 考
収益事業収入	24,689,000	競輪事業収入
使用料及び手数料	171	競輪場使用料
財産収入	1,869	向日町競輪場施設等整備基金運用利子
繰入金	303,252	一般会計及び向日町競輪場施設等整備基金からの繰入金
繰越金	759,850	前年度からの繰越金
諸収入	351,889	場外開催受託事業収入等
計	26,106,031	

○ 歳 出

(単位：千円)

款	予算額	備 考
競輪事業費	25,827,494	競輪場運営及び施設再整備に要する経費
繰出金	100,000	一般会計への繰出金
予備費	178,537	予備費
計	26,106,031	

【主要事項等】(令和6年度2月補正予算含む)

1 人権が尊重される共生社会の実現に向けた取組

事業名	人権啓発費	担当課	人権啓発推進室
予算額	140,000千円		
事業内容	1 趣旨 一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、それぞれの幸福を最大限に追及することができる共生社会の実現を図るため、様々な人権課題に関する啓発・相談等を実施 2 事業内容 (1) 啓発・相談 ・新聞、テレビ・ラジオ、ホームページ、SNSなど様々な媒体を通じた啓発・広報 ・ヒューマンフェスタ、人権フォーラムなどのイベント開催 ・インターネット上の人権侵害への対応 ・人権問題法律相談(京都府人権リーガルレスキュー隊)の実施 等 (2) 市町村支援等 ・人権啓発指導者養成研修会の開催 ・インターネットによる人権侵害対策研究会の開催 ・市町村が実施する人権啓発事業に対する助成 等		

2 大阪・関西万博きょうと開催に向けた取組

事業名	きょうとまるごとお茶の博覧会開催費	担当課	文化政策室
予算額	58,000千円		
事業内容	1 趣旨 京都の茶文化を支える茶人や茶商、茶の生産者から茶器や茶道具、茶菓子の職人までが一緒になって、万博を契機に京都を訪れる人々に京都の茶文化を発信 2 事業内容 (1) オープニング茶会の開催 ・万博開幕に合わせ、京都の玄関口である京都市内を中心とした複数会場でオープニングイベントを実施 (2) お茶体験イベントの開催 ・お茶・茶道具・茶菓子の生産過程や京都の茶文化を深く知ってもらうため、茶摘みや茶道具・茶菓子の製作体験ができるイベントなどを府内各地で実施 (3) お茶を通じた国際交流の実施 ・国際理解の促進と茶文化発信を図るため、府内の小中高校、特別支援学校の児童・生徒と万博参加国が「お茶」を通じて交流 (4) 学生プロジェクト事業 ・京都の大学生が学生ならではの自由な発想でアイデアを出し合い、お茶をテーマとした新たな取組や商品開発を実施 (5) 北野大茶会の開催 ・きょうとまるごとお茶の博覧会の締めくくりとして、北野天満宮で府内各地のお茶の取組を集めた大茶会を開催		

事業名	Music Fusion in Kyoto音楽祭事業費	担当課	文化政策室
予算額	94, 000千円		
事業内容	1 趣旨 大阪・関西万博を契機に、誰もが親しみやすい文化である音楽を軸として、府内一円を音楽で満たす音楽祭を開催 2 事業内容 (1)府域コンサート ・京都ゆかりの音楽家を招聘したオリジナルオーケストラによる公演を府北部及び南部において実施 (2)室内楽コンサート ・府域コンサートのオリジナルオーケストラに参加するメンバー等による少人数の室内楽コンサートを府域で実施 (3)教育プログラム ・府域コンサートのオリジナルオーケストラに参加するメンバー等が、府域のこども達に鑑賞型や体験型の公演・指導を実施し、次世代の音楽体験の機会を創出		

3 文化の力で世界に貢献する京都の実現に向けた取組

事業名	京都国際アート市場活性化事業費	担当課	文化芸術課
予算額	107, 000千円		
事業内容	1 趣旨 世界各国のコレクターの来京を促す「京都国際アートフェア」等を開催し、京都で育てた作家が国際的に評価される仕組みを構築するとともに、京都の秋をアートで彩る取組を展開 2 事業内容 (1)「Art Collaboration Kyoto」の開催【拡充】 ・京都の作家が国際的なアートの舞台に踏み出す契機とするとともに、府民が多様なアートを楽しめるよう、京都市と連携して府市の秋のアートイベントを開催 (2)「ARTISTS' FAIR KYOTO」の開催 ・国内外で活躍する京都ゆかりの作家が主体となり、作家自身が出展者として作品を展示販売する京都創発のアートフェアを開催 (3)「Kyoto Art for Tomorrow(京都府新鋭選抜展)」の開催 ・日本画、洋画、工芸等の幅広い芸術分野を対象に、京都を中心に活躍する若手作家の選抜展を開催		

4 地域の多様な主体の協働による地域課題解決に向けた取組

事業名	地域交響プロジェクト推進費	担当課	文化生活総務課
予算額	272,795千円		
事業内容	1 趣旨 地域の課題に府・市町村等と連携・協働して対応できる地域団体を育成する仕組みを構築し、安心・安全な暮らしを支える地域づくりを推進 2 事業内容 (1)地域交響プロジェクト交付金 ・特に地域の支えが必要とされる重点課題(子育て、要配慮者支援、防災、多文化共生、移住促進、協働教育分野)の解決を支援 ・地域課題全般の解決を対象とし、伴走支援・基盤強化事業とあわせて、自立的な事業運営を支援 ・地域の総合的な問題解決に取り組む自治会・NPO等の協働体(協働推進型プラットフォーム)の形成を支援 ・災害時の被災地復旧活動を支援 (2)伴走支援・基盤強化事業 ・専門家等による支援や財源・人材確保等に関するセミナーによる支援 ・地域コミュニティが地域で抱える課題を掘り起こし、その解決方法や目指すべき方向性を共有するため、地域に関わる多様な主体が対話する場の設置等を支援 ・ふるさと納税制度の活用により、NPO法人等の活動を支援		

5 誰もが親しみ夢が広がるスポーツの振興に向けた取組

事業名	京のスポーツ・スタジアム夢づくり事業費	担当課	スポーツ振興課
予算額	10,000千円		
事業内容	1 趣旨 子どもたちがスポーツを通じて夢や希望を持てるよう、府内プロスポーツチームと連携したスポーツ体験教室や、様々な競技のトップアスリートとの交流等を促進することで、スポーツの裾野拡大となる取組を展開 2 事業内容 ・サンガスタジアム by KYOCERAにおいて、府内プロスポーツチームに所属するトップアスリート等を招聘し、子どもたちが様々な競技種目を、アスリートと体験できる交流会を実施		

事業名	京のジュニアスポーツアカデミー推進事業費	担当課	スポーツ振興課
予算額	5,000千円		
事業内容	1 趣旨 少子化の中でも、子どもたちがやりたいスポーツに親しむことができる機会の確保に向けた施策を推進 2 事業内容 ・地域のスポーツクラブに対し、プロスポーツ団体のコーチ等を派遣し、子どもたちだけでなく子どもの挑戦を応援したい住民等がフレキシブルに参加できるスポーツ体験教室を開催 ・構想検討会議において、プロスポーツチームや競技団体等を巻き込み、事業の広域展開等を検討		

6 私立学校の振興等に向けた取組

事業名	私立学校教育振興補助金	担当課	文教課																
予算額	29, 501, 153千円																		
事業内容	1 趣旨 私立学校が京都府の学校教育において重要な役割を果たしていることを踏まえ、私立学校の教育条件の維持・向上、保護者の教育費負担を軽減 2 事業内容 (1)私立高等学校あんしん修学支援事業費 ・ 家庭の経済状況にかかわらず、修学の意志のある私立高校生が安心して勉学に打ち込めるよう、修学費用負担を軽減 (2)奨学のための給付金【拡充】 ・ 都道府県民税及び市町村民税非課税世帯の私立高校生等に対して、授業料以外の教育費を給付 (3)私立高等学校専攻科修学支援金【拡充】 ・ 家庭の経済状況にかかわらず、修学の意志のある専攻科に通う生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、修学費用負担を軽減 (4)幼稚園教諭処遇改善支援事業費【拡充】 ・ 幼稚園教諭の人材確保のため、幼稚園教諭等の処遇改善に係る経費を補助 (5)私立専修学校・各種学校教育振興費補助金【拡充】 ・ 私立専修学校及び各種学校の教育の振興を図るため、教材費等の教育に必要な経費を補助 ○予算の内訳 <table><tr><th>区分</th><th>予算額(千円)</th></tr><tr><td>高等学校運営費補助等</td><td>20,971,115</td></tr><tr><td>中学校運営費補助</td><td>2,880,240</td></tr><tr><td>小学校運営費補助</td><td>1,345,449</td></tr><tr><td>幼稚園運営費補助等</td><td>3,621,117</td></tr><tr><td>専修・各種学校教育振興補助等</td><td>108,946</td></tr><tr><td>私学関係団体補助</td><td>574,286</td></tr><tr><td>計</td><td>29,501,153</td></tr></table>			区分	予算額(千円)	高等学校運営費補助等	20,971,115	中学校運営費補助	2,880,240	小学校運営費補助	1,345,449	幼稚園運営費補助等	3,621,117	専修・各種学校教育振興補助等	108,946	私学関係団体補助	574,286	計	29,501,153
区分	予算額(千円)																		
高等学校運営費補助等	20,971,115																		
中学校運営費補助	2,880,240																		
小学校運営費補助	1,345,449																		
幼稚園運営費補助等	3,621,117																		
専修・各種学校教育振興補助等	108,946																		
私学関係団体補助	574,286																		
計	29,501,153																		

7 犯罪被害者等支援の推進に向けた取組

事業名	犯罪被害者等支援総合対策事業費	担当課	安心・安全まちづくり推進課
予算額	11,100千円		
事業内容	1 趣旨 「京都府犯罪被害者等支援条例」の制定に伴い、犯罪被害者等への支援の更なる充実を図るため、新たな支援体制の構築、(公社)京都犯罪被害者支援センターの体制機能強化、支援を行う人材の育成、生活再建支援や法的援助助成、社会機運の醸成に資する事業を実施 2 事業内容 (1) 犯罪被害者等支援強化事業 ・ 関係機関が支援内容を協議し進める支援調整会議の運営 ・ 個々の犯罪被害者等の状況に応じた支援をコーディネートする社会福祉士の配置 ・ 京都犯罪被害者支援センターの体制の充実・強化 (2) 犯罪被害者等生活再建支援事業 ・ 犯罪被害者等の生活再建に必要な転居費用の助成 (3) 犯罪被害者等法的援助助成事業 ・ 犯罪被害者等が当事者として刑事裁判に参加するために必要な弁護士費用等の助成 (4) 犯罪被害者等支援府民理解促進事業 ・ 犯罪被害者等支援に対する府民の理解増進のための啓発		

8 男女共同参画社会の推進に向けた取組

事業名	女性活躍総合支援事業費	担当課	男女共同参画課
予算額	115,218千円		
事業内容	1 趣旨 京都ウィメンズベース・マザーズジョブカフェ・京都府男女共同参画センターの3所が連携し、女性活躍をワンストップで支援するとともに、性別に関わらず様々な困難・課題を抱える方への支援を実施 2 事業内容 (1) 京都ウィメンズベース事業 ・ 中小企業における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進するための相談・制度整備等の支援 ・ 企業の意思決定に参画できる役職への女性登用を推進するため、企業の中核人材となる女性の育成研修 (2) マザーズジョブカフェ推進事業 ・ 働きながら子育てしたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、就業と子育てをワンストップで支援 (3) 京都府男女共同参画センター運営事業 ・ 女性相談、男性相談 ・ 女性の社会参画支援のため、女性の起業や地域活動を支援 (4) 女性つながりサポート事業 ・ 困難を抱える女性への無料のカウンセリング・電話相談・SNS相談・伴走支援		

9 消費者行政の推進に向けた取組

事業名	消費者あんしんサポート事業費	担当課	消費生活安全センター
予算額	46,934千円		
事業内容	1 趣旨 府民の安心・安全な消費生活を実現するため、高齢者の被害防止対策や年齢等特性に合わせた消費者教育の推進及び市町村消費生活相談窓口の運営支援等を実施 2 事業内容 (1)市町村相談センター支援事業等 ・「ネット取引等あんしんチーム」による市町村相談のサポート ・府全域のリアルタイムな情報共有 ・市町村相談センターの運営に対する助成 ・近畿府県合同での調査・指導 等 (2)消費者被害防止対策事業 ・悪質商法等被害の未然防止を図るため、見守り人材の養成や地域の見守りの担い手による啓発を実施 ・市町村見守りネットワークの活動支援 等 (3)若年者への消費者被害防止対策 ・学校等における消費者教育の支援や、若年者を対象とした悪質商法等による消費者被害防止対策を実施 ・消費者市民社会の構築に向けた消費者教育の展開		

10 食の安心・安全確保に向けた取組

事業名	きょうと「食の安心・安全」確保事業費	担当課	生活衛生課
予算額	21,427千円		
事業内容	1 趣旨 食の安心・安全行動計画等を踏まえ、関係部局が連携し、食品表示の適正化、食に関する情報発信、食品衛生監視指導等を強化することにより、府民の食への信頼を確保 2 事業内容 (1)食品衛生監視指導 ・食品衛生法改正に伴うHACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化を踏まえ、事業者へ衛生管理の手法について啓発を行うとともに、食品衛生推進員「京の食“安全見はり番”」等による自主衛生管理の推進、食品衛生監視機動班による事業者への監視・指導の実施や食品等の放射性物質、添加物等の検査項目を充実し、食の安心・安全を確保 (2)食品検査 ・府内に流通している食品等の検査を行い、その結果を定期的に公表することで食の安心・安全を確保 ・食品検査に使用する機器を更新 (3)遺伝子組換え食品検査 ・DNA検査機器により遺伝子組換え食品の分析を実施し、審査を受けていない遺伝子組換え食品の流通防止及び表示と内容物との整合確認を実施することにより食の安心・安全を確保 (4)試験検査機関業務管理基準(GLP)導入 ・GLP(業務管理基準)の導入により、精度管理体制を構築するとともに検証体制を整備し、検査の信頼性を確保		

11 京都府立植物園の次の100年に向けた新たな取組

事業名	植物園次の100年創生事業費	担当課	文化施設政策監付
予算額	18,000千円		
事業内容	1 趣旨 府立植物園の次の100年に向け、子どもたちや若い世代に向けた魅力拡大や、学習・研究機能の充実により更なる飛躍を目指すための各種取組を展開する。 2 事業内容 (1) 楽しく遊べる学習イベントの開催 - 子どもたちをはじめとした幅広い世代が、植物の仕組みや植物と生きものとの関りを楽しく学ぶことができる企画展等を開催 (2) 「LIGHT CYCLES KYOTO」の実施 - 大阪・関西万博に合わせて、夜の植物園を光と音で彩り、植物の世界を体験する「LIGHT CYCLES KYOTO」を実施し、関西を訪れる国内外の観光客等に対して、植物園の魅力を広く発信 (3) 京都植物誌プロジェクトの推進 - 京都の植物多様性保全に向け、府内の植物調査や生息域外保全などを進め、100周年を機にスタートした「京都植物誌」の制作を推進		

12 府立大学スポーツ施設整備検討に向けた取組

事業名	府立大学スポーツ施設整備検討費	担当課	文化施設政策監付
予算額	26,000千円		
事業内容	1 趣旨 体育館やグラウンド等の府立大学が有するスポーツ施設を府民に開放することにより、スポーツや地域イベントでの府民との交流等「地域に貢献する開かれた府立大学」を目指す。 2 事業内容 学生利用を前提としつつ、体育館やグラウンド等のスポーツ施設整備のあり方について検討を実施		

13 向日町競輪場敷地再整備に向けた取組

事業名	〈収益事業特別会計〉向日町競輪場敷地再整備等事業	担当課	文化施設政策監付
予算額	602,252千円(債務負担行為12,641,750千円)		
事業内容	1 趣旨 向日町競輪場基本構想に基づき、向日町競輪場敷地全体を多目的・複合的な機能を併せ持った地域の交流・賑わいの拠点へと展開していくため再整備を実施 2 事業内容 (1) 競輪場再整備・運営事業 - 老朽化した向日町競輪場の施設について令和11年度中のリニューアルオープンに向けて全面的な再整備を実施 (2) 競輪場敷地再整備関連事業 - 競輪場施設及びアリーナ施設の整備に必要な埋蔵文化財調査及び設計施工管理を実施		

(その他の主要事項等)

(単位:千円)

	課 名	事 項	予 算 額	事 業 の 概 要
1	人 権 啓 発 推 進 室	隣保館運営等助成費	403,338	隣保館の運営・活動の助成等
2	文 化 政 策 室 文 化 芸 術 課	京都の文化次世代継承事業費	65,300	「文化の心」の次世代への継承を図るため、茶道、華道等の生活文化や地域の伝統文化、食文化を深く知る機会を創出
3		こころのふるさと京都の文化財保護事業費	85,765	学術上又は文化的価値の高い貴重な文化財の保全を図るため、「文化財を守り伝える京都府基金」への寄附金等を活用しながら、未指定文化財を含む文化財の保存、修理、防災対策等を総合的に推進
4		祇園祭山鉾懸装品新調事業費補助金	15,000	祇園祭山鉾懸装品のうち文化財的価値が高く、大型で貴重な前掛・胴掛・見送りなどの懸装品を退役保存するため、その代替として現代の意匠・染織技術の粋を集めた懸装品新調事業に対して補助
5	ス ポ ー ツ 振 興 課	ワールドマスタースゲームズ2027関西開催準備費	8,200	ワールドマスタースゲームズ2027関西の円滑な開催に向けた準備や大会PRを実施
6	文 教 課	私立専門学校修学支援事業費	1,801,000	子どもを安心して育てることができる環境の整備を図るため、私立専門学校における無償化に必要な経費を負担
7		いじめ防止・不登校支援等総合推進事業費	5,243	学校等における問題の早期発見・早期対応、児童生徒・保護者からの相談への対応など、いじめ、不登校、問題行動等に対する総合的なサポート体制の充実等
8		生産性向上・人手不足対策事業費	20,000	幼稚園の環境改善を図るため、業種・業界の垣根を越えて3S・5Sをはじめとした持続的な生産性向上に資する取組を学び・実践する仕組みを構築し、ソフトとハードを組み合わせた一体的な支援を実施
9	文 生 活 教 育 課	医療機関等物価高騰対策事業費	19,000	物価高騰が続く中、利用者への価格転嫁が困難な幼稚園や公衆浴場の負担を軽減するため、各施設に対し支援金を支給
10	安 心 ・ 安 全 ま ち づ くり 推 進 課	防犯まちづくり推進事業費	4,482	地域防犯活動の拠点「府民協働防犯ステーション」や地域を守る子ども・地域安全見守り隊の活動支援等、地域防犯力向上に向けた取組等を実施
11		未来へつなぐ交通安全推進事業費	2,500	交通事故で亡くなった交通巡視員のご遺族からの寄附を活用し、交通事故をなくすための安全教育を実施
12		初期段階再犯防止強化事業費	1,500	軽微な罪を犯した人等の立ち直りを支援するため、本来必要な福祉的支援に早期かつ適切につなぐ取組等を実施
13	男 女 共 同 参 画 課	ドメスティック・バイオレンス対策事業費	5,980	ドメスティック・バイオレンスの被害者支援や予防・啓発等を実施
14	府 民 総 合 案 内 ・ 相 談 セ ン タ ー	府民総合案内・相談センター運営費	33,259	府民総合案内・相談センターの運営及び府民相談等を実施

Ⅲ 文化生活部主要計画等

【主要計画等】

名称	内容	備考
京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)	一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、人権という普遍的文化を構築するため、人権教育・啓発に関する施策の基本的指針を策定	計画期間： 平成 28～令和 7 年度 (10 年間)
文化が活きる京都の推進に関する条例に基づく基本的な指針	文化が活きる京都の推進の総合的かつ効果的な実施を図るため、「文化が活きる京都の推進に関する条例」第4条に基づき策定 ※令和7年度中策定予定	計画期間なし (文化を取り巻く状況の変化に応じて適宜見直しを行う。)
京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画	犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進するとともに、再犯防止施策、犯罪被害者支援を実施するため、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」第3条に基づき策定 ※「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に規定する地方再犯防止推進計画及び「京都府犯罪被害者等支援条例」第9条に規定する犯罪被害者等支援推進計画として位置付ける。	計画期間： 令和 6～10 年 度 (5 年間)
第 11 次京都府交通安全計画	府域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「交通安全対策基本法」第25条第1項に基づき策定	計画期間： 令和 3～7 年度 (5 年間)
京都府自転車安全利用促進計画	自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」第7条に基づき策定	計画期間： 令和 3～7 年度 (5 年間)
京都府男女共同参画計画—KYOのあけぼのプラン(第4次)	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、各種施策を総合的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づき策定	計画期間： 令和 3～12 年 度 (10 年間)
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画 (第5次)	配偶者等からの暴力に関し、被害者自身や周囲による被害への気づきを促し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会のさらなる実現をめざすため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に基づき策定	計画期間： 令和 6～10 年 度 (5 年間)

名称	内容	備考
京都女性活躍応援計画	経済団体等と行政（京都府・京都市・京都労働局）とが連携して発足した女性の活躍推進組織「輝く女性応援京都会議」により策定。本会議で採択した4つの行動宣言に基づき取り組むことにより、男女が共に多様な生き方・働き方を実現し、ゆとりがあり、豊かで活力にあふれ、「生産性が高く持続可能なまち・京都」を目指す。 ※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第1項に基づく京都府の推進計画として位置付ける。	計画期間： 平成 28～令和 7年度 (10年間)
京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画	府民の連携・協働のもと、安心・安全な消費生活を実現するため、「京都府消費生活安全条例」第7条に基づき策定 ※「消費者教育の推進に関する法律」第10条に基づく京都府の消費者教育推進計画として位置付ける。	計画期間： 令和7～11年 度（5年間）
京都府食品衛生監視指導計画	年度内に実施する監視指導の内容を定めるとともに、「京都府食の安心・安全行動計画」の食品衛生に係る施策目標を達成するため、「食品衛生法」第24条に基づき策定	計画期間： 令和7年度 (1年間)
京都府動物愛護推進計画	動物の適正飼養の徹底や動物愛護の精神を広く周知・啓発するため、「動物の愛護及び管理に関する法律」第6条に基づき策定。令和2年4月に示された動物愛護管理基本指針（環境省）に基づき、令和3年3月に一部を改定	計画期間： 令和3～令和 12年度 (10年間)

IV 関係施設

施設名 項目	府 立 植 物 園	府 立 陶 板 名 画 の 庭
所 在 地 ・ 電 話 番 号	〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町 075-701-0141(代)	〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町 075-724-2188
施 設 の 特 徴	植物を育成栽培して公開し広く府民の“い こいの場”“教養の場”として、大正13年1 月1日に開園した国内を代表する総合植物園	名画の造形と色彩を忠実に再現し、永く保存 できるように作られた陶板画8点を展示した 安藤忠雄氏の設計による絵画庭園
設 置 年 月	大正13年1月	平成6年3月
敷 地 面 積	約240,000㎡	2,849㎡
延 床 面 積	—	—
施 設 の 内 容	○保有植物 約12,000種類 ○入園料(温室観覧料を含む) 一般 500円 65歳以上・高校生 250円 ※年間パスポートあり(一般2,000円、 65歳以上・高校生1,000円、有効期 間1年) ※中学生以下は無料 ※障害のある方とその介護者は免除(証明 するものが必要)、きょうと子育て応援 パスポート事業対象施設 ○開 園 9:00～17:00(入園は16:00まで) ○温 室 10:00～16:00(入室は15:30まで) ○休園日 年末年始	○ミケランジェロ作「最後の審判」等を展示 ○入園料 一般(65歳未満) 200円 一般(65歳以上) 100円 ※減免対象(証明するものが必要) ・中学生以下の者 ・障害のある方とその介護者、子育て応援 パスポート所持者 ・小学生を扶養する父母もしくは祖父母 (府内在住)が当該小学生と共に観覧す る場合、当該父母又は祖父母2名無料 ※植物園の半券を提示した場合、 陶板名画の庭の一般(65歳未満)入園料が 半額となる。 植物園・陶板名画の庭の合計入園料 一般(65歳未満) 600円 一般(65歳以上) 300円 ○開 園 9:00～17:00(入園は16:30まで) ○休園日 年末年始
運 営 者 ・ 管 理 者	府 直 営	北山街協同組合
担 当	文化生活総務課(文化施設政策監付)	文化政策室

施設名 項目	府 立 京 都 学 ・ 歴 彩 館	府 立 ゼ ミ ナ ー ル ハ ウ ス
所 在 地 ・ 電 話 番 号	〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町1-29 075-723-4831	〒601-0533 京都市右京区京北下中町鳥谷2 075-854-0216
施 設 の 特 徴	京都の歴史・文化の研究支援、学習・交流 機能や京都に関する資料を総合的に収集、保 存、公開する北山の文化・学習交流拠点	自然豊かな環境の中で、大学生をはじめ高齢 者から子どもまで多世代を対象とする宿泊が 可能な研究討議や生涯学習研鑽の場
設 置 年 月	平成28年12月	昭和51年9月
敷 地 面 積	約13,400㎡	90,098㎡
延 床 面 積	約24,000㎡	4,492㎡
施 設 の 内 容	○交流フロア(1階) ・大ホール484席、小ホール100席、学習 室86席、展示室、京都学ラウンジ、京都 学デジタル資料閲覧コーナー ○探究フロア(2階) ・京都学・歴彩館、府立大学、府立医科大 学が収蔵する図書資料、古文書等約111 万冊点、学術雑誌約2,000種を閲覧可能 ○開 館 平日:9:00～21:00 ※京都学ラウンジは18時まで 土日:9:00～17:00 ※京都学ラウンジは16時まで ○休館日 毎月第2水曜日、祝日法に定める 休日、年末年始、蔵書整理期間	○本館 ・総合ゼミ室(定員280人)1室 ○別館 ・ゼミ室(洋室)(定員20～64人)5室 ・ゼミ室(和室)(定員4～40人)10室 ○ゼミ室料金(1日)1,700～54,500円 ○宿 泊 室 (定員143人) ○運動広場 ・ゲートボール1面 ・テニス2面 (バレーボール、バドミントン兼用) ・レンタサイクル50台 ・オリエンテーリングコース2～5km ・キャンプファイヤー(7月～9月) ○休館日 1月～2月の第3月曜日、年末年始
運 営 者 ・ 管 理 者	府直営、一部指定管理者(コグレ・日本管財・丸善雄松堂共同事業体)	一般財団法人 京都ゼミナールハウス
担 当	文化政策室	文化政策室

施設名 項目	大 山 崎 山 荘	府 立 文 化 芸 術 会 館
所 在 地 ・ 電 話 番 号	〒618-0071 乙訓郡大山崎町字大山崎銭原5-3 075-957-3123(代)	〒602-0858 京都市上京区寺町通広小路下ル東桜町1 075-222-1046
施 設 の 特 徴	天王山地域において、昭和初期に建てられた山荘が美術館としてよみがえり、自然と山荘、庭園が調和した府民の生涯学習の場	文化芸術を愛する人々に発表と交流の場を提供するなど京都における文化芸術創造活動のための専門施設
設 置 年 月	平成8年4月	昭和45年1月
敷 地 面 積	15,617 m ² (うち府所有 10,135 m ²)	4,468 m ²
延 床 面 積	—	4,388 m ²
施 設 の 内 容	○大山崎山荘周辺庭園（京都府所有） ・琅玕洞（トンネル）、旧車庫（現休憩所） 栖霞楼（物見塔）は平成16年に登録有形文化財に登録 ○入園料 無料 ○大山崎山荘美術館（アサヒビール㈱所有） ・常設展 山本（アサヒ初代社長）コレクション、モネの名作「睡蓮」を展示 ・企画展 ○入館料（団体割引） 一 般 企画展ごとに設定 高・大学生 500円（400円） 小中学生 無料 ※障害者手帳をお持ちの方 300円 ※（ ）内は20名以上の団体料金 ○開園（開館） 10:00～17:00 ○休園日（休館日） 月曜日、年末年始	○ホール 419席 ○展示室 2室 ○会議室 4室 ○開 館 9:00～21:30 ○休館日 年末年始
運 営 者 ・ 管 理 者	公益財団法人 アサヒグループ財団	創（公益財団法人京都文化財団・株式会社コングレ共同事業体）
担 当	文化政策室	文化政策室

施設名 項目	府 立 府 民 ホ ー ル (ア ル テ ィ)	府 立 堂 本 印 象 美 術 館
所 在 地 ・ 電 話 番 号	〒602-0912 京都市上京区烏丸通一条下ル龍前町590-1 075-441-1414	〒603-8355 京都市北区平野上柳町26-3 075-463-0007
施 設 の 特 徴	優れた文化芸術活動の場を提供し、府民の文化の向上に寄与するため整備された舞台芸術発表のためのホール	京都が生んだ世界的芸術家堂本印象画伯が、生涯にわたって創造した多彩な芸術作品（約2,600点余収蔵）を一堂に集めた美術館
設 置 年 月	昭和63年10月	平成4年4月
敷 地 面 積	4,473 m ² （公館含む）	2,435 m ²
延 床 面 積	5,382 m ² （ 〃 ）	1,267 m ²
施 設 の 内 容	○ホ ー ル ・1階 460席 ・2階 100席 ・ホール全体が94面に分割された電動昇降床で構成されており、多彩な空間演出が可能 ○開 館 9:00～21:30 ○休館日 毎月第1・3月曜日、年末年始	○入 館 料 一 般 580円(460円) 高 大 生 450円(360円) 65歳以上 290円(230円) 中学生以下 無料 ※障害のある方は免除（証明するものが必要）、（ ）は団体(20名以上)料金または、割引料金きょうと子育て応援パスポート事業の対象施設 ○開 館 9:30～17:00 ○休館日 毎週月曜日、年末年始
運 営 者 ・ 管 理 者	創（公益財団法人京都文化財団・株式会社コングレ共同事業体）	公益財団法人 京都文化財団
担 当	文化政策室	文化政策室

施設名 項目	府 京 都 文 化 博 物 館	府 丹 後 文 化 会 館
所 在 地 ・ 電 話 番 号	〒604-8183 京都市中京区三条高倉 075-222-0888	〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷 1030 0772-62-5200
施 設 の 特 徴	平安建都 1200 年を記念し開館。京都の歴史・文化や国内外の美術・工芸を展示する総合文化施設	丹後地域の文化振興の中核となる広域文化施設
設 置 年 月	昭和 6 3 年 1 0 月	昭和 5 5 年 4 月
敷 地 面 積	4, 7 9 0 m ²	7, 6 9 8 m ²
延 床 面 積	1 5, 8 5 4 m ²	2, 6 2 7 m ²
施 設 の 内 容	○総合展示 一 般 500 (400) 円 大 学 生 400 (320) 円 高校生以下 無料 ※ () 内は 20 名以上の団体料金 ※障害のある方とその介護者 1 名は免除 (証明するものが必要)、きょうと子育て応援パスポート事業の対象施設 ○開 館 10:00~19:30 (入場は 19:00 まで) ○特別展 特別展ごとに料金が異なる。 ※特別展チケットで、総合展示とフィルムシアターも鑑賞可能 ○開 館 10:00~18:00 毎週金曜日は 19:30 まで延長 (入場はそれぞれ 30 分前まで) ○休館日 毎週月曜日、年末年始	○ホール 760 席 (定員 1,000 人) ○練習室 3 室 ○野外ステージ ○開 館 9:00~22:00 ○休館日 毎週木曜日、年末年始
運営者・管理者	公益財団法人 京都文化財団	公益財団法人 京都府丹後文化事業団
担 当	文化政策室	文化政策室

施設名 項目	府 中 丹 文 化 会 館	府 長 岡 京 記 念 文 化 会 館
所 在 地 ・ 電 話 番 号	〒623-0005 綾部市里町久田 21-20 0773-42-7705	〒617-0824 長岡京市天神 4-1-1 075-955-5711
施 設 の 特 徴	中丹地域 3 市の文化振興の中核となる広域文化施設	乙訓地域 2 市 1 町の文化振興の中核となる広域文化施設
設 置 年 月	昭和 5 8 年 5 月	昭和 6 3 年 5 月
敷 地 面 積	4, 0 5 0 m ²	1 1, 0 0 0 m ²
延 床 面 積	3, 4 7 8 m ²	3, 5 7 7 m ²
施 設 の 内 容	○ホール 886 席 (定員 1,000 人) ○練習室 3 室 ○開 館 9:00~22:00 ○休館日 毎週月曜日、年末年始	○ホール 1,000 席 ○練習室 3 室 ○開 館 9:00~22:00 ○休館日 毎週月曜日、年末年始
運営者・管理者	公益財団法人 京都府中丹文化事業団	公益財団法人 京都府長岡京記念文化事業団
担 当	文化政策室	文化政策室

施設名 項目	京・和新庵～文化と産業の交流拠点～ (元府議会議員公舎(旧富岡鉄斎邸))	島津アリーナ京都 (府立体育館)
所在地・ 電話番号	〒602-0918 京都市上京区室町通薬屋町 424、425、429 075-341-9756	〒603-8334 京都市北区大將軍鷹司町 075-462-9191(代)
施設の特徴	国内外へ日本文化等を発信し、文化芸術を通じた交流拠点とすることで、文化芸術の振興にとどまらず産業等の振興を図るための施設	府民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、スポーツの振興を図るとともに、行事、催物その他の用に利用できる府内有数の大規模施設
設置年月	昭和22年10月(建替え:令和6年1月)	昭和46年10月
敷地面積	1,267 m ²	12,843 m ²
延床面積	411 m ²	14,015 m ²
施設の内容	○洋室1(58 m ²) ○洋室2(16 m ²) ○茶室(7畳) ○和室1(6畳) ○和室2(10畳) ※1 予約に応じて開館(平日9:00～17:00) ※2 土日祝日、年末年始及び管理者が定める日は、閉館	○第1競技場(フロア:2,242 m ²) ・バレーボール・バスケットボール等3面可能 ・固定観覧席 5,016席 ・階段式移動観覧席 480席 ・大型映像装置 ○第2競技場(フロア:864 m ²) ・バレーボール2面、バドミントン4面可能 ・会議室10室、選手控室、放送室、トレーニングルーム、事務室、売店など ○利用料 第1競技場 1使用区分17,670円他 第2競技場 1使用区分 6,970円他 会議室 1使用区分 1,160円他 トレーニング場 1回 400円 ○開館 9:00～21:00 ○休館日 毎月第1.2.5水曜日、年末年始
運営者・管理者	京都商工会議所	府直営
担当	文化政策室	スポーツ振興課

施設名 項目	京都トレーニングセンター	サングスタジアム by KYOCERA (府立京都スタジアム)
所在地・ 電話番号	〒622-0232 京都府船井郡京丹波町曾根崩下代 110-7 0771-82-2460	〒621-0804 京都府亀岡市追分町 0771-25-3331
施設の特徴	ジュニアアスリートの育成強化拠点として 近隣大学等と連携した医・科学的トレーニング指導を実施	府におけるスポーツ及び文化の振興を図るとともに、地域のにぎわいの創出に資する球技専用スタジアム
設置年月	平成28年7月	令和元年12月
敷地面積	—	33,140㎡
延床面積	5,500㎡(丹波自然運動公園内)	35,601㎡
施設の内容	○医・科学的トレーニング ○測定・分析 ・膝伸屈筋力測定 ・基礎体力測定 ・体組成測定 ・動作分析、映像加工 ○各種指導・相談 ・トレーニング指導 ・栄養相談 ・コンディショニング指導 ・メンタルサポート ・メディカルサポート、医事相談 ○開館 9:00～21:00 ○休館日 年末年始	○フィールド 126m×84m ○観客席 約21,600席 観戦環境:スタンド最前列からピッチまで 7.5～10.5m、高低差1.2m 屋根:観客席より2m張り出し ・大型映像設備 2面 ・带状映像設備 3ヶ所 ・サイネージ 37台 ・会議室等 37室 ・フードコート 2店舗 ・クライミング ボルダリング、リード、スピード ・3×3バスケットコート 2面 ・足湯施設 ・VR・eスポーツ施設 ○開館 9:00～21:00 ○休館日 年末年始
運営者・管理者	公益財団法人 京都府立丹波自然運動公園協会の	合同会社ビバ&サング
担当	スポーツ振興課	スポーツ振興課

施設名 項目	府 交 通 事 故 相 談 所	府男女共同参画センター (ら ら 京 都)
所 在 地 ・ 電 話 番 号	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入ル 京都府庁旧本館 1 階 075-414-4274 (舞鶴支所) 〒625-0036 舞鶴市字浜 2020 (中丹広域振興局舞鶴総合庁舎 3 階) 075-414-4274	〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ東館 2 F 075-692-3433
施 設 の 特 徴	専門的かつ高度な交通事故相談に対応した施設	男女共同参画と女性の社会参画を推進するための拠点となる施設
設 置 年 月	昭和 4 3 年 4 月 (舞鶴支所) 昭和 4 8 年 1 月	平成 8 年 4 月
敷 地 面 積	—	—
延 床 面 積	7 1 m ² (舞鶴支所) 2 6 . 5 m ²	—
施 設 の 内 容	○交通事故に関するさまざまな相談の窓口 ・相談内容 示談の仕方、自賠責保険等の利用・請求の仕方等の賠償問題等 ・受付時間 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 面接相談／9:00～11:30、13:00～16:30 電話相談／9:00～17:00 ○巡回相談(予約制) 月 1 ～ 2 回 各広域振興局総合庁舎において実施 ○弁護士相談(予約制) 本所／偶数月 交通事故を専門とする弁護士(アドバイザー)を交え相談に対応	○府男女共同参画センター・マザーズジョブカフェ・京都ウィメンズベースの 3 所を京都テルサへ集結させ、女性活躍支援のワンストップ拠点化を図る ○相談室 1 室 ○チャレンジオフィス 1 室 (5 区画) ○ワーキングルーム 1 室 ○ミーティングルーム 1 室 ○交流コーナー ○開 館 月～土曜日 9:00～19:00 ○休館日 日曜日、祝日、年末年始
運 営 者 ・ 管 理 者	府 直 営	一般財団法人 京都府民総合交流事業団
担 当	安心・安全まちづくり推進課	男女共同参画課

施設名 項目	京 都 動 物 愛 護 セ ン タ ー	京 都 向 日 町 競 輪 場
所 在 地 ・ 電 話 番 号	〒601-8103 京都市南区上鳥羽仏現寺町 11 番地 075-671-0336 (支所) 〒610-1101 京都市西京区大枝杵掛町 24-5	〒617-0002 京都府向日市寺戸町西ノ段 5 075-921-0321
施 設 の 特 徴	人と動物が共生する社会づくりを目指し、全国初となる都道府県と政令市が共同して設置・運営する動物愛護・管理施設	自転車競技法に基づき運営される公営競技・競輪を開催するための施設
設 置 年 月	平成 2 7 年 4 月 (支所:昭和 6 3 年 4 月)	昭和 2 5 年 1 1 月
敷 地 面 積	1 1 , 3 1 2 m ²	5 7 , 8 8 8 . 5 5 m ²
延 床 面 積	1 , 2 7 3 m ² (支所: 4 1 6 m ²)	—
施 設 の 内 容	○動物棟にて、保護・収容された犬猫の飼育、健康管理を行う譲渡事業を中心に、動物愛護や犬・猫等ペットの適切な飼養管理の普及啓発事業を実施 <付帯施設・設備> ○事務所棟 ・会議室 ・ふれあい室 ○動物棟 ・治療室 ・収容室、検疫室、譲渡室 ○その他 ・ドッグラン (利用料) 共用ゾーン 1 頭につき 300 円/時間 専用ゾーン (要事前予約) 5 頭まで 3,050 円/時間 ※ 6 頭目からは 1 頭を超え るごとに 300 円追加 ・トリミングルーム (利用料) 1,010 円/時間 ○開 所 9:00~17:00 ○休 所 木曜日(祝日の場合は翌平日) 年末年始	○向日町競輪場再整備に伴い、解体工事を実施中 令和 11 年度のリニューアルオープンを予定 他場借上による本番開催及び他場開催の車券を 販売中 ○入場料 無料 ○開 門 10:00 ~ 最終レース終了後 閉門 ○休場日 不定休
運 営 者 ・ 管 理 者	府・市共同運営	株式会社 J P F
担 当	生活衛生課	文化生活総務課 (文化施設政策監付)

令和7年度
京都府商工労働観光部の概要
(抜粋版)

京都府商工労働観光部

I 商工労働観光行政の執行体制

1 商工労働観光部の組織

【知事部局】

＜本庁＞（〒602-8570）京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

[商工労働観光部]

産業労働総務課	総務係	(075-414-4818)
	経理係	(075-414-4817)
	企画調整係	(075-414-4819)

中小企業総合支援課	金融・経営支援係	(075-414-4826)
	商業支援係	(075-342-0303)

＜中小企業応援センター＞(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
(京都経済センター4階) (075-366-4357)

＜商店街創生センター＞(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
(京都経済センター4階) (075-342-0303)

産業振興課	中小企業育成係	(075-414-5103)
	地域産業戦略係	(075-414-4852)
	イノベーション推進係	(075-414-4849)
	スタートアップ支援係	(075-414-4852)

染織・工芸課	染織係	(075-414-4856)
	工芸係	(075-414-4869)
	産地再構築推進係	(075-414-4856)

産業立地課	調整係	(075-414-4848)
	産業立地係	(075-414-4848)

経済交流課	港湾経済係	(075-414-4844)
	海外ビジネス支援係	(075-414-4840)
	京都舞鶴港振興係	(0773-75-1317)

＜京都海外ビジネスセンター＞(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
(京都経済センター3階) (075-366-4364)

文化学術研究都市推進課	計画推進係	(075-414-5194)
	景観・整備係	(075-414-5196)

労働政策室	労働政策企画係	(075-414-5082)
	リカレント教育推進係	(075-414-5550)
	人材確保推進係	(075-682-8925)

＜京都府生涯現役クリエイティブセンター＞(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
(京都経済センター3階) (075-741-8630)

＜京都企業人材確保センター＞(〒601-8047)京都市南区東九条下殿田町70
(京都テルサ内) (075-682-8948)

雇用推進課	雇用推進係	(075-692-3232)
	北部ジョブパーク係	(0773-22-3857)
	安定雇用・障害者雇用推進係	(075-682-8918)

＜京都ジョブパーク・京都お仕事相談窓口＞(〒601-8047)京都市南区東九条下殿田町70(京都テルサ内) (075-682-8915)
＜北京都ジョブパーク＞(〒620-0045)福知山市駅前町400(市民交流プラザふくちやま内) (0773-22-3815)

人 材 育 成 課	企 画 ・ 技 能 振 興 係	(075-414-4872)
	職 業 訓 練 推 進 係	(075-414-5102)
観 光 室	観 光 企 画 係	(075-414-4854)
	地 域 観 光 振 興 係	(075-414-4877)
	広 域 観 光 推 進 係	(075-414-4859)

2 商工労働観光部の事務分掌

【知事部局】

[商工労働観光部]

《労働政策室》

- (1) 労働政策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 多様な働き方の推進に関すること。
- (3) 労働組合に関すること。
- (4) 労働委員会に関すること。
- (5) 労働相談、労働者の福祉及び労働教育に関すること。
- (6) その他労働に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

Ⅱ 令和7年度京都府予算（令和6年度2月補正予算を含む）の概要

令和7年度予算においては、京都府総合計画に基づき、「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点から、誰もが未来に夢や希望を持てる「あたたかい京都づくり」を実感していただくための予算を編成した。

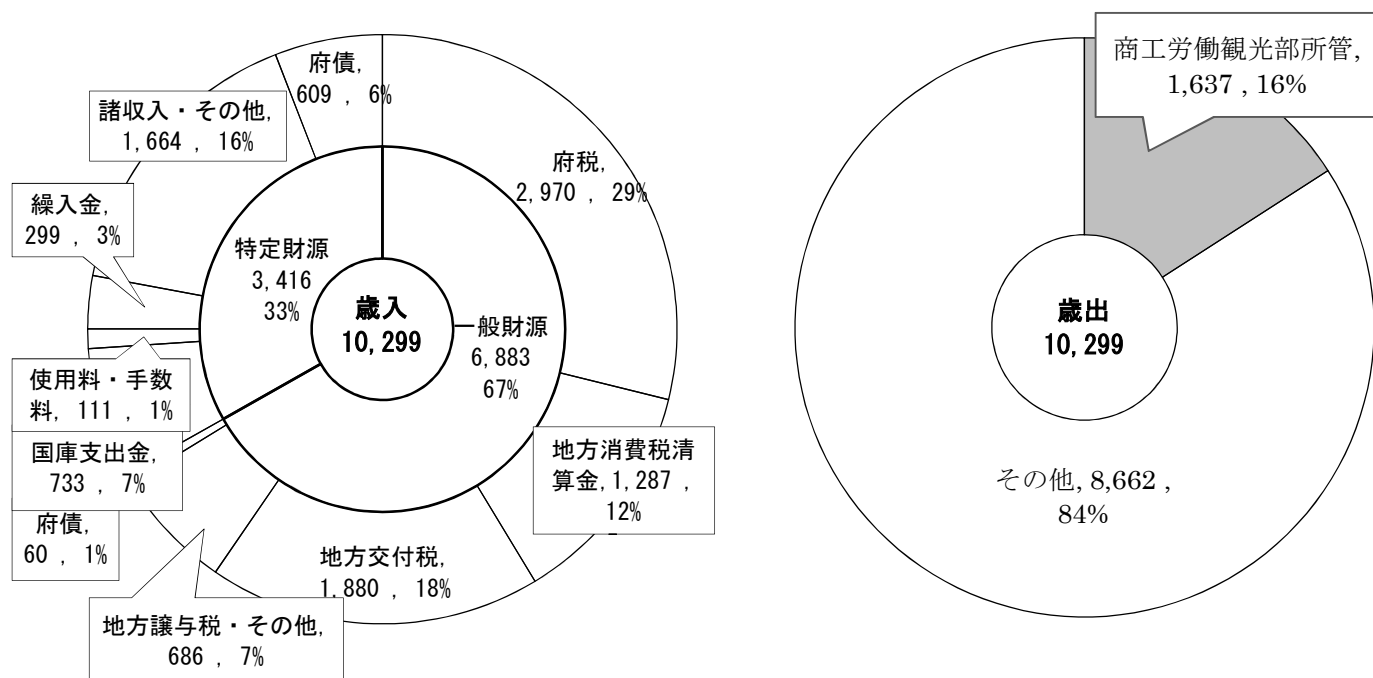
◆あたたかい京都づくり

- 全ての営みの土台となる「安心」
 - ・安心できる健康・医療・福祉
 - ・災害・犯罪等からの安心・安全
- 子どもたちを育み、絆を守る「温もり」
 - ・子育て環境日本一・京都
 - ・誰もが活躍できる生涯現役・共生の京都
 - ・共生による環境先進地・京都
- 希望や活力の源泉となる「ゆめ実現」
 - ・未来を拓く京都産業
 - ・文化の力で世界に貢献する京都
 - ・交流と連携による活力ある京都

【令和7年度京都府及び商工労働観光部予算の概要】

区分		令和7年度予算 (当初予算)	令和6年度 2月補正予算	令和6年度予算 (当初予算)
京都府	一般会計	1兆298億8,100万円	306億1,800万円	9,950億3,100万円
	特別会計	5,332億5,600万円	—	5,762億1,300万円
	公営企業会計	419億2,400万円	—	376億7,300万円
うち 商工労働観光部	一般会計	1,637億964万円	13億1,500万円	1,655億6,047万円
	特別会計	2億4,496万円	—	2億821万円

【令和7年度京都府一般会計の内訳】（単位：億円）



○子どもたちを育み、絆を守る「温もり」

(1) 子育て環境日本一・京都

◆子育てにやさしい職場づくり事業費〈継続〉73,000千円

【趣旨】

府内企業の人材確保・定着に向け、「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」企業の実践を促進するとともに、外国人材の受入れに係る就労環境の整備に対する支援を実施する。

【主な事業内容】

(1) 子育てにやさしい職場づくりに取り組む企業への支援

子育てにやさしい職場づくりに要する経費に対する補助

＜誰もが働きやすい職場づくりに向けたコース＞

補助対象者	個別企業	企業のグループ
補助対象事業	時間単位の年休制度の導入など、職場の環境改善に必要となる経費 R⑦～：外国人材の就労環境整備に関する経費	従業員の休日の確保や通勤時間の短縮などに、複数の企業が共同で取り組む経費
補助率	中小企業 1/2 以内 小規模企業 2/3 以内	補助率 2/3 以内
補助上限額	50 万円	100 万円

時間単位の年休制度を導入し、かつ年休取得率 10%UP を達成した場合については、補助率 2/3、上限 100 万円にかさ上げ

＜育児休業の取得促進や子の急な看護に対応する制度等に対応したコース＞

	育児休業取得促進コース	病児保育コース
補助対象事業	就業規則や賃金規定の改正、人事評価制度の改正、企業風土の変革に向けた研修会の開催に取り組む経費	ベビーシッター派遣や病児保育に対応した子連れ出勤スペースの設置、子の看護休暇を充実させるための就業規則改正等に取り組む経費
補助率	補助率 1/2 以内	補助率 1/2 以内
補助上限額	50 万円	ベビーシッター派遣 10 万円 病児対応スペース整備 100 万円 子の看護休暇制度改正 15 万円

(2) 府内企業の子育てにやさしい職場づくりに向けた伴走支援

企業支援経験の豊富なスーパーバイザーや中小企業応援隊等で構成する「子育て企業サポートチーム」による中小企業への伴走支援

(3) 子育てにやさしい職場づくりに資するサービス提供企業等への支援

子連れコワーキングスペースやサテライトオフィスの設置・運営などのサービスを提供する府内企業等を支援

(4) 子育てにやさしい職場づくり実践企業の発信と意識改革への取組

企業経営者の意識改革に向けたセミナー開催や、実践企業の横展開に向けて、TVメディアやWebサイトを通じた優良事例を発信

(2) 誰もが活躍できる生涯現役・共生の京都

◆京都府生涯現役クリエイティブセンター事業費〈継続〉180,000千円

【趣旨】

「京都府生涯現役クリエイティブセンター」において、人生100年時代を輝き続けるために、働く人の新しい学びを応援し、生涯働き続けることができる人材を育成する。

【主な事業内容】

(1) クリエイティブセンターの運営

ア 企業・従業員に対する相談・支援

センター利用者に対する学び直しのアドバイスや再就職相談等を実施するとともに、企業の人材育成等に関するアドバイスや受講の斡旋、研修の受入先開拓等を実施

イ 社会人向けリカレント教育の実施

大学等との連携により、京都産業を牽引する人材や地域課題解決の担い手を育成する実践的なリカレント教育を実施するとともに、AI機能を導入したオンライン学習プラットフォームを整備し、自発的な学び直しの機会を提供

ウ マッチング支援

転職・再就職から起業、地域貢献まで、新たな環境での活躍を目指す方に対し、マッチング支援を実施

(2) 産官学労連携によるリカレント教育の推進

ア 京都府リカレント教育推進機構の運営

大学、経済団体、労働者団体、金融機関、教育機関、行政機関等からなる「京都府リカレント教育推進機構」により、オール京都体制で府内のリカレント教育を推進

イ 産官学労連携によるプログラムの実施

企業と大学等を繋ぐ「リカレントコーディネーター（仮称）」の配置等により、リカレント教育推進機構参画団体が実施するリカレントプログラムを支援

◆障害者雇用促進・活躍応援事業費〈一部新規〉 219,238千円

【趣旨】

障害者の就労と企業の人材確保・定着に向け、地域就労支援機関等との連携により、障害者と京都企業双方の適性に合った就労支援を実施する。

【主な事業内容】

(1) 障害者雇用定着環境整備事業

ア 障害者雇用企業サポートセンター事業

障害者に適した仕事の創出、雇用管理、各種助成制度等に関する提案やアドバイスの実施、「企業内サポーター」の育成等により、障害者の更なる雇用拡大及び職場定着を促進

イ 障害者就業・生活支援センターの運営

府内8箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、就業から生活、定着までを支援

ウ 障害者雇用施設整備事業等事業費補助金

働きやすい職場づくりのため、障害特性に応じた施設整備等に対して支援

エ 就労を希望する障害者と企業の適正に合った就労支援事業

京都ジョブパークが障害者支援を行う地域就労支援機関と京都企業のパイプ役となり、府内全域で適性に合った就労を促進

(2) 障害者就業支援事業

ア 京都ジョブパークはあとふるジョブカフェによる支援

相談から実習、マッチング、定着まで特性に応じてきめ細かく支援

イ 障害のある大学生のオープン就労の促進

障害のある大学生がオープン就労を選択できる環境を整備するため、モデル企業育成塾や個別座談会を実施

ウ 府立高等技術専門校における障害者訓練

障害の種別・特性や企業ニーズに応じた職業訓練を実施

令和 7 年度商工労働観光行政施策（主要事項）

■ 雇用対策・人材育成関係

1. 子育てにやさしい職場づくり事業費【継続】73,000千円（再掲）

子育て世代をはじめとした多様な人材が活躍できる社会を実現するため、子育てしやすい職場環境への企業改革を促進する。

2. 就労・奨学金返済一体型支援事業費【継続】48,000千円

中小企業等の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員の奨学金返済支援を行う中小企業等を支援する。

3. 学生就職・定着応援事業費【継続】89,670千円

就職支援協定締結大学と連携し、学生生活の早い時期から「働くこと」や「京都企業」への理解を促進するため、子育てにやさしい職場づくり実践企業での職場体験やリクルートフェアの開催等により、学生の京都企業への就職と職場定着を支援する。

4. 中小企業人材確保・多様な働き方推進事業費【継続】110,450千円

人手不足が深刻化する中、府内中小企業の人材確保支援として、企業訪問を通じた企業ニーズの把握やマッチング機会の提供に加え、採用力の向上に繋げることを目的としたセミナー等を実施する。

5. 京都府生涯現役クリエイティブセンター事業費【継続】180,000千円（再掲）

「京都府生涯現役クリエイティブセンター」において、人生100年時代を輝き続けるために、働く人の新しい学びを応援し、生涯働き続けることができる人材を育成する。

6. 非正規雇用者安定就業促進事業費【継続】70,000千円

就職氷河期世代や若年層の非正規雇用者等の安定就業を促進するため、企業ニーズの高い業界への就業・専門スキル習得を支援する就業・育成一貫支援プログラムを実施するとともに、労働分野全体の相談窓口である「京都お仕事相談窓口」において、求職者の状況に応じた最適な支援を案内する。

7. 障害者雇用促進・活躍応援事業費【一部新規】219,238千円（再掲）

障害者の就労と企業の人材確保・定着に向け、地域就労支援機関等との連携により、障害者と京都企業双方の適性に合った就労支援を実施する。

8. 京都ジョブパーク推進費【継続】178,826千円

京都ジョブパーク及び北京都ジョブパークにおいて、若年者をはじめ、就職氷河期世代の方、中高年齢者や女性、障害者等を対象に、ハローワークと一体となって、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供する。

9. 就職氷河期世代雇用支援総合対策事業費【継続】134,579千円

就職氷河期世代の方が希望に応じた就業ができるよう、きめ細やかな就業支援を実施する。

10. 京都産業創造リカレッジプロジェクト事業費【新規】250,000千円

労働集約型産業から知的創造型産業への構造転換を進めるため、「大学の知」を活用した新たな雇用・労働政策を展開することで、企業の自律的な成長と質の高い安定的な雇用を創出する。

商工労働観光部所管の主な計画

府民躍動 雇用応援★夢プラン

①策定の趣旨

現下の新型コロナウイルス感染症による雇用への影響や少子高齢化による人手不足等の状況も踏まえた、働くことを希望する全ての方々の人材育成や就業支援、さらには企業の人材確保・定着等を応援する総合的かつ体系的な雇用対策の基本方向を定めるもの。

②現状・課題

- ・少子高齢化や人口減少に伴う労働力の確保
- ・高校生や大学生をはじめとする若者の府内就職率の向上
- ・女性、障害者をはじめとするダイバーシティな就労環境の整備促進
- ・新しい生活様式に対応したテレワーク環境の整備促進
- ・自らが希望する働き方や労働時間を実現できる就労環境の整備
- ・社会全体のDXの加速化に対応できるデジタル人材（DX人材）の育成・確保 等
- ・生涯にわたって活躍し、社会に貢献できる学び直しの機会提供

③取組方針

- 1 雇用の安定・確保について
 - (1)雇用の確保・就業の支援による労働の需給バランスが整った環境づくりの推進
 - (2)高校・大学等の教育機関と京都の中小企業を繋ぐネットワーク機能の強化
 - (3)女性、障害者をはじめとするインクルーシブなダイバーシティ環境の整備・促進
- 2 企業の人材確保と誰もが働きやすい職場環境の整備について
 - (1)人手不足対策の強化
 - (2)「新しい働き方」による雇用創出と働き方改革の推進
 - (3)「子育て環境日本一」に向けた職場づくりと連携した「誰もが働きやすい職場づくり」の推進
- 3 京都産業を支える人材の育成について
 - (1)デジタル社会に対応した人材育成・能力開発の推進
 - (2)人生100年時代における生涯現役活躍に向けた支援（リカレント教育等）の強化
 - (3)次世代を見据えた職業能力の開発・技能の振興